

令和 5 年 6 月 佐川町議会定例会会議録(第 3 号)

招集年月日 令和 5 年 6 月 6 日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和 5 年 6 月 6 日 午前 9 時宣告

開 議 令和 5 年 6 月 6 日 午前 9 時宣告（第 5 日）

応 招 議 員	1 番	齋 藤	光	2 番	岡 林	哲 司	3 番	山 本	和 輝
	4 番	田 村	幸 生	5 番	橋 元	陽 一	6 番	宮 崎	知 恵 子
	7 番	西 森	勝 仁	8 番	下 川	芳 樹	9 番	坂 本	玲 子
	1 0 番	森	正 彦	1 1 番	松 浦	隆 起	1 2 番	岡 村	統 正
	1 3 番	永 田	耕 朗	1 4 番	藤 原	健 祐			

不応招議員 な し

出 席 議 員	1 番	齋 藤	光	3 番	山 本	和 輝	4 番	田 村	幸 生
	5 番	橋 元	陽 一	6 番	宮 崎	知 恵 子	7 番	西 森	勝 仁
	8 番	下 川	芳 樹	9 番	坂 本	玲 子	1 0 番	森	正 彦
	1 1 番	松 浦	隆 起	1 2 番	岡 村	統 正	1 3 番	永 田	耕 朗
	1 4 番	藤 原	健 祐						

欠 席 議 員 な し

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司	町 民 課 長	山本 壽史
副 町 長	田村 正和	病院事業副管理者兼事務局長	宮本 福一
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	吉野 利香	教 育 次 長	廣田 春秋
総 務 課 長	片岡 和子	産業振興課長	下八川久夫
まちづくり推進課	岡田 秀和	建 設 課 長	吉野 広昭
税 務 課 長	真辺 美紀	農業委員会事務局長	森田 修弘

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤本 雅徳

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	な し
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和5年6月佐川町議会定例会議事日程〔第3号〕

令和5年6月6日 午前9時開議

日程第1

一 般 質 問

議長（西森勝仁君）

おはようございます。定刻です。ただいまの出席議員数は14人です。定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問をおこないます。昨日に引き続き一般質問を続行します。

8番、下川芳樹君の発言を許します。

8番（下川芳樹君）

皆さん、おはようございます。8番議員の下川芳樹です。議長のお許しを得て通告に従い、3点の質問をおこないます。

今定例会においても、町政の質を問うものとして、この席より質問させていただきます。執行部の皆様には、誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、最初の質問です。多様化する役場職員の、業務内容に適応した人員配置の考え方についてお尋ねします。全国の自治体では、3年間続いた新型コロナウイルスへの対応や、マイナンバーカードの普及促進、国が行う様々な制度改変への対応などで、これまで以上に、通常業務が拡大をし、個々の職員の疲弊が進んでおります。

佐川町では、これらの仕事量のほかに、加茂地区の管理型産業廃棄物最終処分場に関係する業務。まきのさんの道の駅やおもちゃ美術館を核とした今後の観光振興への取り組み。新文化拠点の建設など、多くの大型事業が進行中であります。職員定数に限りのある、正規職員の配置については、町長をはじめ、管理職の皆さんにとって大いなる悩みの種であるのご推察いたします。これまでは、職員定数の一部拡大や、再任用職員の活用、任期付職員の雇用などにより、何とか業務を遂行されてきたご苦労については、評価をいたしますが、職員から笑顔が消えつつある最近の職場状況を見る限り、もはや限界ではないかと言わざるをえません。

そこで初めに、現在の職員の配置状況についてお尋ねをいたします。近年、正規職員の早期退職者が増えていると聞きます。各課から要望が上がっている任期付任用職員の雇用も、人材が確保できていないと伺いました。そこで初めに、町の定数枠に占める現状の正規職員数と休職者数、令和5年度からの採用者数、昨年度の退職者数と、その内容、臨時職員の必要人員に対する採用状況についてお

聞かせいただきたいと思います。

総務課長（片岡和子君）

おはようございます。下川議員の質問にお答えします。まず、定数に職員の定数につきまして、職員と現員数につきましてですが、全体で、専任の職員の定数は 143 名となっております。本日現在の現員数は 130 名です。

この中で、特に町長部局の定数につきましては、108 人のところ、現在 102 名となっております。うち、産休育休、それから病気休暇の職員合わせて、休職中の職員が 8 名というところでございます。

一方、新規採用の職員につきましては、令和 5 年度で 6 名の職員を採用しております。5 名につきましては、いわゆる事務職員で、うち 1 名は保育士となっております。令和 4 年度中の退職者につきましてですけれども、令和 4 年度中の退職者は合計で 8 名。うち、定年退職の方が 2 名でその他は 6 名となっております。

採用になってから、定年を待たずに退職された 6 名の方につきましては、転職であったりとか、それからご結婚をされて、県外へ行かれた方であったりとか、そういった方がいらっしゃいます。そして、あと、会計年度任用職員についてでございますが、会計年度任用職員、令和 5 年度の当初予算額では 185 名の予算の方を、計上しておりますけれども、現在の職員数につきましては、164 名となっております。3 月、4 月に実施をしました、会計年度任用職員の、募集につきましても、応募に対しまして、失礼しました。募集に対しまして、応募される方が少なく、特に保育士さんにつきましては、人員不足の方が、やっていると、いうふうに認識をしております。以上でございます。

8 番（下川芳樹君）

職員の状況についてお伺いをいたしました。それでは次に、早期退職者を生まない職場づくりについてお尋ねをいたします。

近年、他の自治体においても、定年を迎えることなく、退職される職員が増えていると聞きます。過日の新聞報道には、県内の小学校教諭に関する記事が掲載されていまして。県教育委員会によると、2022、23 年度の小学校教諭の採用数が、2000 年度以降初めて 2 年連続で目標を割り込んだとの内容でした。背景に、全国的な教員人材の争奪戦があり、両年度とも 130 人程度の採用予定数に対し、22 年度は 107 人、23 年度は 94 人にとどまるとのことでした。背景に挙

げられた全国的な教員人材不足の要因は、県内だけでも、直近6年間で114人もの若手教員の離職があること。近年、教育現場の職場環境が厳しいことから、応募者も減少傾向にあることなどが推測されます。

平成までの時代は、教職員への採用が新卒者の憧れでもあり、難関を突破して採用されることの難しさが際立つ職業でありました。市町村職員においても採用され、公務員となることへの憧れがありました。現在はいかがでしょう。全国的に見ても、早期の離職者は増え、教職員と同じように、就職希望者が減少する職種へと変わりつつあるのではないのでしょうか。憧れの職業がなぜこのような状況に変わったのか。皆さんは考えたことがありますか。

私は、現在の市町村の職場環境が、自分らしい人生を生きたいと考えている現在の新採職員の思いと異なることが、離職につながっているのではないかと考えます。最近の若者には地位や名誉、収入に趣を置かない自分らしい自由な人生を歩みたいという考え方が増えてきていると聞きます。佐川町においても、近年、若手の退職者が増えてきています。求職者も増えていきます。任期付任用職員の雇用も進みません。このままでは、職員の疲弊が、蓄積すると同時に、人員不足で、行政の機能が十分に十分に発揮されていません。これは行政サービスの低下を招き、町民の皆さんに迷惑をかけることにもつながります。

このような状況にある役場を、優秀な若者が職場として本当に選んでくれるのでしょうか。その一方で、民間の雇用状況はどうでしょう。景気回復の兆しが見え始め、人員不足から採用試験の前倒しや、雇用条件の改善が進んでいます。

世界情勢の混乱で物価上昇が進み、不安定で暮らしづらい世の中で、せめてストレスの少ない、自分らしい生活を送るために、現代の若者はどのような職業を選択するのでしょうか。佐川町においても、絶え間なく変化している社会情勢を把握して、現状にみあった雇用環境の整備を行う必要があります。何も変わらなければ、若手の退職者はこれからも増え続け、採用希望者も望めません。

今後役場の業務体制を維持していくために、町として、この状況をどのようにお考えなのか、ご答弁をお願いいたします。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。議員もおっしゃっていただきまし

たように、昨年度定年前に退職した職員は6名でございました。全員が30歳未満もしくは採用10年目未満の職員となっております。

それぞれ理由はあるところではございますが、一言では申し上げることはできませんけれども、いわゆる職場環境であったり、仕事内容が、本人の希望等がイメージとマッチしておれば、退職にまでは至らなかった職員もいるのではないかと感じているところでございます。せっかく職場に慣れてきていただいて、仕事も覚えて、これからっていう時に、本当に退職を選ばれたということは、当町にとりましても大変残念なことであると考えております。

こういった早期、特に若い方の早期退職者を生まない環境づくりという点で、当町では、OJTの制度を活用しております。これは新規採用職員に対しまして、年齢の近い先輩職員1人がトレーナー役として、業務上の指導を行うものとなっております、相談しやすい環境づくり、若手職員を育成していくことを目的としております。

またこのOJTの仕組みなどにつきましては、まだまだ改善の余地があるのではないと言われることもございますので、試行錯誤を繰り返しながら、よりよいものにしていき、若手の職員も定着して、職務に励んでいただける環境づくりを考えたいと考えているところでございます。人材のこれからの今後の人材の確保につきましては、応募募集に対しまして、応募者数がひよっとしたら近年はちょっと減ってきているんじゃないかなっていう、私の主観ですけども、ございます。

ただ、人材が集まらない原因が、お給料面なのか、それから休暇などの待遇面なのか。あるいはそもそも公務職場に魅力が感じる事ができないのか、そこがつかみきれていないのが現状です。しかしながら、これから人材の確保に取り組む必要に関しましては、佐川町としても、ますますこれから重要になってきていると考えており、今後、何らかの対応策を考えていかなければならないと考えているところでございます。魅力ある職場づくり、魅力ある佐川町の発信をしていける。いくことができると考えております。以上でございます。

8 番（下川芳樹君）

ありがとうございます。本当に職場環境によって、職員はしっかり育ってまいりますし、先ほどのOJTの取り組みについてもです

ね、余裕を持って、より多くの先輩方、上司が関わっていくことで、しっかり目標を持った町民のお役に立てる、そういう職員の皆さんが育っていけると、このように私も思います。私はこれまで定例議会で、役場で働く職員の環境改善のため、いくつかの質問を行いました。よりよい職場であるために、職員が自由に発言でき、同じ目線で目標に向かえる、生きがいの持てる環境づくり。機構改革などにより、業務が集中する職場の環境改善、職員がお互いに余裕を持って相談し、助け合える職場づくりなどについての提案です。

これらの質問内容は、町職員の皆さんの職場環境をよくし、働きやすくなることで、これまで以上の力を、住民に向けて、佐川町が良くなるために發揮していただくために必要な提案であったと考えております。残念ながら、私からの提案は、職場改善の取り組みにはつながっておらず、私の中で不完全燃焼のまま現在に至っています。

職場改善が進まなかった結果、職員の早期退職、また、あってはならない、職務上のミスや事故など、様々な弊害につながってきたんだと私自身は考えています。前段で申し上げました通り、役場の業務量の多さに職員がついていけない状況が見られる今、職場環境の改善が急務であると考えます。

まず初めに、各課職員の人員配置が適正であるのか。現場の意見をしっかり聞くための係長以上の協議が必要です。協議の場で重要なことは、役場全体の業務内容を参加する職員が把握して、わが課わが課へというふうな感じの我田引水にならないように、適正で平等な意見をみんなで出し合うことです。その結果、現状の職員異動で、業務量にみあった適正な人員配分が可能であれば、実行し、人員不足があれば、早急に補充するべきだと考えます。

職員異動については、異動月を調整します。例えば、管理職の皆さんは、4月に、4月以降、業務量が残る、専門的な知識が必要な業務担当については、事務処理がスムーズに行えるように、9月などの異動を考えるなど、知恵を出し合って、人員を有効に活用します。このための機構改革も視野に入れた検討が必要です。人員補充については、一時的にでも定数を拡大し、業務の状況を見て、退職者補充で最終的な調整を行います。

任期付職員の雇用については、民間企業の、勤務条件が良くなっていることから、有能な人材確保のために、賃金体系の見直し

も必要だと思われます。

佐川町は他の自治体と比べても、重要案件が目白押しです。今、実行すべき時に行う施策は、人も金もかけて、町民の皆さんの満足度をぜひ上げていただきたいと思います。今年5月に、3年ぶりに行われた議会懇談会においても、道の駅への商品集約や、らんまん終了後の観光振興策など、今すぐに行うべきことへの情報提供や、振興策の取り組みに、十分な手が足りていないとの意見がございました。必要な人材確保と未来につながる人材育成を直ちに行わないと、本当に取り返しがつかなくなる、つかなくなることは、誰の目にも、明らかだと思います。

町民の皆さんが期待している、将来に、継続できる観光振興を実現するためにも、ただいまの提案を実行していただき、よりよい職場環境の構築に努めて欲しいと考えますが、いかがでしょうか。また、観光振興において重要な位置付けにあるしあわせづくり佐川や、観光協会においても、適正な人員体制が必要です。このことについても、あわせてご答弁をいただきたいと思います。

総務課長（片岡和子君）

はい。お答えいたします。いろいろなご提言をいただきました。

ありがとうございます。まず、係長の方がより詳細に業務量や内容の方を把握しているのでっていう、ご提言でございました。こちらの方は、下川議員のおっしゃる通りだと考えております。以前には、係長会等を開催をして、業務内容の把握に係長が同志が努めたこともあるとは伺っておりますが、その後、各係の業務を把握することにとどまり、そこで中断しているという状況があると認識をしております。

人員配置につきましては、係長から管理職の方に提言、提案、現状の方を伝えていただきまして、さらにそれを聞いた管理職の方が、三役の方に情報をお伝えして、要望していくというような仕組みを作るのも一つかと思います。

それから、人事異動の時期につきましてですけれども、管理職は4月で、その他専門的なところはまた、月を変えてというご提案であったかと思いますが、このことにつきましては、全庁に影響することが考えられますので、役場全体としまして、メリット、デメリットを考えながら、総合的に判断をしていく必要があると考えております。そして、大型事業であったりとか、一時的に人員が必要な

ときには、臨時的に定数を拡大してそこに重点配置をして、というようなご提言もいただいたようなことであったと思います。こちらの方は適正な人員配置を行い、より効率的で効果的な町政の運営を行う努力をまずすることが重要と考えているところでございますし、他の方法につきましても、検討を行い、住民サービスが停滞しないように努めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

8 番（下川芳樹君）

任期付任用職員の賃金体系についてもご答弁いただけるなら、よろしくお願いします。

総務課長（片岡和子君）

議員のおっしゃる任期付、会計年度任用職員ではなく任期付の方ですか。

8 番（下川芳樹君）

前段で申しました募集をかけている臨時の職員の皆さんの定数が十分に満たされていないというふうなご答弁をいただきました。なかなか集まりにくい要因の一つとして、やはり民間事業者等々の条件が良くなることによって、なかなかその賃金体系の中で、選択肢の中に含まれて、きづらい、集まりにくい、そういうことが想定されますので、今役場の方で雇用を検討している、臨時職員の皆さんの賃金体系についてということでご理解をいただきます。

総務課長（片岡和子君）

はい、ありがとうございます。会計年度任用職員、臨時職員さんについての賃金体系というところでございますが、人が集まってこない、応募が少ないっていう事情のところに、賃金の他にも、勤務日数であったりとか、勤務時間帯、それから勤務内容、こういったことで、自分の生活スタイルに合わないというところで敬遠をされている、という面もあろうかと思えますし、また何かこう忙しそうとか、多忙であるなどの職場環境に対するイメージによって、公務職場を避ける傾向があるなど、もしかしたら給与面だけではないのかもしれませんが、給与面につきましては、現在のところ、検討していく予定はございませんので、ご提言をいただいた中身をまた、担当の方で、検討させていただきまして、今後に生かしていけ、生かすことができるように考えてまいりたいと思います。

副町長（田村正和君）

下川議員の方から財団法人の職員の雇用についても、ご質問がございましたので私の方からご回答させていただきます。財団法人につきましては、佐川町が100%出資をした財団でございまして、主に目的は、生産者、事業者の所得を向上させる。それから町内外との交流を促進をする。それから三つ目が経済効果を町内全域に波及させるという目的で設置をして運営をこれからしていきます。今もしております。必要な今後ですね例えば生産者事業者の所得を向上させるとかにはどうしたらいいかということについては、今の職員でお話をしながら、課題解決をするために、こういった事業が必要だとか、いうことはお話を進めていきたいと思っておりますので、その中で、新しい事業をするのには、職員が追加でいるということになればですね、当然収支の問題もございまして、収支のバランスを、を図れる範囲で、職員を積極的に採用したいと考えております。以上です。

8 番（下川芳樹君）

はい。総務課長、それから副町長の方からご答弁をいただきました。なかなか難しい問題多々抱えていると思います。

しかし現在の現状を鑑みたときに、やはり時期というものがあると思います。おつきく、状況を変えていく必要がある。そんな時期があって、ぜひ、そういう時期には、業務多忙の中においてもですね、しっかり考えていけるそんな時間を作っていただきたい。職員自身の思いであったり、考え方であったり、そういうものが十分に反映される、そういう組織づくりを目指していただきたい。

また、観光振興においては、先ほども触れましたが、らんまん終了後の継続できる地域の皆さんが今後とも潤っていけるような、そのような取り組みが、今本当に必要な時期だとこのように考えます。

今やらないでいつやるのっていう感じで、らんまん終わった後、リピーターとして、次年度以降も、佐川町の魅力を感じていただき、観光振興につながる観光、観光に訪れる皆さんが増えることによって地域の産業も潤う、こういうことを上手につなげていただきたいなと。そのための人員配置であり、そのための機構改革、また組織構築であるというふうに思います。

先ほど副町長の方からは、業務の状況に合わせ、経済的な要因も含みながら、経営的な要因も含みながら、人員の補強については検討していくというふうな、一番前向きなお答えをいただきました。

職員組織においても、やはりこのような状況の中で、いかに佐川町という自治体が、一歩前へ踏み出すかと、このようなことを考えるならば、やはり大なたを振るうと、いうふうなことも必要であろうかと思います。

人事や組織改革については、様々な困難がございます。困難を乗り越えるためには、多くの努力と、労力を要します。それでも、職務上あってはならないミスを犯さない体制づくりや、やるべき時に実行できる業務体制を、確立しなければなりません。今一度、お伺いいたします。町長の明言。今と未来の双方の視点から、できないではなく、どうすればできるのか、大好きな言葉です。この名言にふさわしい町長からのご答弁をよろしくお願いいたします。

町長（片岡雄司君）

おはようございます。下川議員のご質問にお答えをさせていただきます。まず人員の件でございますが、佐川町の定員管理計画の抜粋、その目的についてちょっと明記させていただきたいと思います。その中でですね、計画の中で、私たち職員を取り巻く環境は、少子化や人口減少の急速な進行、産業経済を初めとするあらゆる分野でのグローバル化の進展、価値観や、ライフスタイルなどの多様化など社会情勢は以前にも増して変化しており、行政組織のスリム化や職員の資質の向上などこれから現状に対する、これらの現状に対する課題を的確に把握し、対応することが強く求められています。

そのような中、本町における職員の定員管理については平成 27 年度に策定した、佐川町人材育成基本方針等にも軸に、職員の意識改革と職員の人材育成を推進し、このような課題に対応できるよう、平成 28 年 3 月に佐川町定員管理計画として、平成 29 年度から平成 33 年度の 5 カ所計画を策定しました。職員の適切な定員管理は、より効率的で効果的な町政の運営を行い限られた人員で最大の効果を発揮することができ、将来にわたって持続可能な組織体制を構築するため、必要不可欠となりますと、明記をしております。

そして何より、公務員は、公正かつ誠実に職務を遂行し、適時適切な行政サービスを提供することが求められています。下川議員のご質問の、適正な人員配置またこの質問全般につきましては、職員はですね定期的には他の業務への異動伴いますが、異動によりまして役場全体の業務内容に触れ、経験を積み、幅広い視点で皆さんに行政サービスを提供していかなければならないと考えております。

その上で、人事異動と適切な人員配置は欠かせないものであります。

しかしながら、下川議員も質問の中でおっしゃっていただきましたが現在は、国、県、そして全国すべての市町村におきまして、デジタル化、グリーン化、グローバル化など、より多様化しております。様々な業務に取り組まざるをえない状況となっております。昔と今は違うと言われるかもしれませんが、私も職員時代、下川先輩と一緒に仕事をさせていただき、いろんな業務を教わりました。その頃は本当にゆとりがあり、遅くまで残業しても、本当に楽しかったと振り返ることが多々あります。役場の職員の皆さんには本当に多くの業務量を少ない人数で頑張っていると思います。

職員定数におきましても、令和3年12月に佐川町職員定数条例を改正させていただき合計7名の増員をさせていただいているところでございます。職員の数をふやせば、1人の仕事が少なくなるというのではなく、職員の個々の能力の向上も必要であります。各課局の組織づくり、チームワークが最も大切であると私自身思っております。今年度は、らんまんに伴う観光事業や、道の駅、おもちゃ美術館、新文化拠点、また管理型産業廃棄物の事業など、多くの大型事業に取り組まなければならない状況でありまして、各課局には本当に迷惑をかけているところでもあります。これからもしっかりと各課局から定期的な、業務の報告など、におきまして各係の状況また職員の健康状態なども情報提供に努めて、適切な人員配置を行っていきたいと考えております。

最後になりますが、役場の職員の間が元気で明るくないと、本当に楽しい職場づくりはできませんし、住民の皆様の福祉の向上そして住民サービスの向上につながっていきませんので、これからもしっかりと対応していきたいと考えております。下川議員には先輩としてよりよいご提案も今後ともいただきますようお願いいたします。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

8 番（下川芳樹君）

はい。ありがとうございます。本当に昭和の時代、平成に入っても、平成途中の少しぐらいまで、大変仕事は忙しかったですが、職員同士のつながりは密で、いろんなことを相談し合い、いろんなことに一緒に取り組み、メンタル面では、すごく楽しく、健やかに過ごせたのかなというふうに感じております。ぜひ隙間を作ってくださいね、職員同士のコミュニケーション、また職場内のメンタル面にお

いても、しっかりと相談を受け体制もつくりながら、お互いが助け合い、そのような職場を目指して頑張っていたきたいと、このように思います。佐川町においては、昭和の時代より、少数精鋭主義がさげばれ、職員定数の職員定数を絞り、人件費を抑える考え方が進められてきました。各自治体の労働条件は、それぞれの自治体によって決定されています。条件の悪い自治体への就労は、敬遠されると同時に、人材不足を招きます。佐川町が多くの皆さんに支持され、若者の憧れの職場となることをご期待いたしまして、この質問は終わります。

それでは、2 番目の質問です。町内で実施されている大型事業への地元事業者の参入状況と、今後における育成方針についてお尋ねします。佐川町では、令和 3 年度末から始まった加茂地区の産業廃棄物最終処分場に関係する事業、令和 4 年度からは、まきのさんの道の駅と隣接する木のおもちゃ美術館に続き、東側には、霧生閑遊具公園の発注も計画されております。本年から来年にかけては、新文化拠点の建設も進んでいきます。町内の地元事業者にとって、佐川町が発注する大型事業については、地元事業者だからこそ、事業に参入できるという期待も大きいと思われます。そこで初めに、現在発注されている大型事業での地元事業者の受注状況、受注がない場合には、その理由についてお答えをお願いいたします。

総務課長（片岡和子君）

お答えいたします。町内の大型事業への地元事業者の参入状況でございますが、まきのさんの道の駅佐川建設工事が佐川町新文化拠点仮称建設工事につきましては、一般競争入札での入札となっております。単体企業だけでなく、特定建設工事共同企業体、いわゆる J V ですけども、こちらの方でも参加できることとしております。

町内の事業者にとりまして、単体での参加では、要件を満たさない場合でも、J V を組み、構成員となることによりまして、参加の機会が増えるのではないかと考えているところでございます。まきのさんの道の駅佐川建設工事につきましては、単体で 1 社、J V の構成員といたしまして、1 社、佐川町新文化拠点仮称建設工事につきましても、単体で 1 社、J V の構成員として、1 社が町内業者として入札に参加をしております。

また、一般競争入札におけます公告をする際に、落札者は工事資

材の調達及び当該工事の一部を下請人に請け負わせる場合には、可能な限り地元業者、佐川町内に主たる営業所を有するものを活用するように努めることと明記をしており、町内の業者が工事に参加し、技術力の向上が図られるように配慮をしております。道の駅建設事業につきましては、町内の土木事業者も下請けに入っていることを確認をしております。以上でございます。

8 番（下川芳樹君）

はい。一般競争入札で単体でも、まだ単体が無理な事業者にとっては、JVで参加ができるというふうな道が開かれているというふうなことでございます。

今後ですね、まだ入札が行われていない事業についても同じような考え方で、地元事業者に対しての入札参入の道を確保されるというふうなお考えがあるのかどうかお伺いをいたします。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。今後の事業についての入札につきましては極力町内業者の指名で行っていきたいわけですが、金額が高額となりますと、やはり地元業者ではなかなか材料の調達でありますとか、職人の数とかそういったこと、工期問題もありますので、そのところはまだ決定しておりませんが、一般的な事業、土木、建築の工事につきましては、一般的なですよ、指名競争で町内業者を優先的にやることは、今まで通り変えることはないと思いますが、建築におきましても、高額何億もの高額工事になりますと、やはりそれはちょっと検討の方とも話をしたこともあります。一般競争でやっていきたいなとは、思っております。よろしくお願いします。

8 番（下川芳樹君）

はい。様々な条件も必要であるというふうなことでございました。

次にですね、今後における地元事業者の育成方針についてお尋ねをいたします。適正な入札により、入札されることは当然でございます。しかし、十分な条件に対応できるような状況でない、町内事業者、落札でするチャンスを失うと同時に、落札に向けた努力すらできない。そのような業者も中にはいると、いうふうな状況であると思います。

事業によっては、先ほど町長がおっしゃったように、特殊な技能を持った事業者でないとできないもの。また、事業者の資本、実績、このようなものを踏まえて、指名する事業もございます。当たり前

のことは十分に承知をしておりますが、入札に参加できるチャンスを作ってあげる、このようなことも、行政の役割だと考えています。地元事業者への指導や育成によって、大型事業にも参加できる事業者を育てていただきたい。このように考えております。地元事業者は地元で税金を落とします。雇用している従業員の生活を支えます。その従業員の皆さんは、地元で定住し、地元で買い物をし、家族を養い、税金も支払って、地域社会に大きな貢献をしていきます。めぐりめぐって、佐川町のためになっております。

さらに言えば、町内が災害や雪害に見舞われたとき、いち早く行政に協力し、住民の命や財産、生活を守るための復旧活動に尽力しています。今後起こると言われている南海トラフ地震は、災害規模も大きく、町内での迅速な対応と、事業者が持つ作業車両が、作業車両の活躍が欠かせません。町外からの応援も期待できないことから、ある程度の事業者数も必要です。

このような観点から、地元事業者の役割を大きく、有事には絶対に必要な存在であると思います。その地元事業者を守り育てる行政施策を、今一度しっかりと考えられて、公共事業の発注を進めていただきたいと考えております。先ほど来、ご答弁でも、地元事業者を優先するというお言葉、たくさんいただきました。ぜひ、地元事業者の能力向上、それから様々な部分に参加できる機会、このようなものをですね、しっかり考えながら、地元事業者の育成についてもですね、お力をいただければと、このように考えますがいかがでしょうか。

建設課長（吉野広昭君）

おはようございます。そしたらですね、私の方から、議員からもありましたけど、災害対応を見据えた、町内建設事業者の育成というようなことについてご答弁をさせていただきます。議員ご指摘とかご質問のあった通りですね、町内事業者の存在意義につきましては、今更私が申し上げるまでもなくですね、町民の方の雇用を守って、町内の経済を循環させるという意味合いからも、非常に大きな存在であると思っております。

それ以上にですね、災害時、町民の命や財産を守る役割として、欠かせない存在であると認識しております。ご承知の通り昨年の大雪の災害の時にはですね、今まで経験のない、50センチ以上の積雪にも見舞われたこともあってですね、町内の道路交通網が麻痺して

ですね、町民の方の日常の生活にも支障を来たす非常事態となりました。想像これは超える積雪でもあり、とても役場の職員だけで対応ができない状況でありましたが、年末のお休みの日にもかかわらずですね、6日間で延べ38業者の方にご協力をいただいて、年内にはですね、大体とか大方の道路を除雪作業が完了しております。この経験からもですね町内建設事業者の存在、の必要性を改めて感じたところであります。

また今回の大雪の災害のときと同じくですね、南海トラフの大地震の際にもですね、多くの家屋であるとか、建物が倒壊して、道路の損傷等によって、町内道路の交通網が寸断されることが想定されております。このことからですね、現在、入札に参加していただいております町内の建設事業者13社はですね、数年前ぐらいからですね、減少傾向ではありますけれども、大雪の災害時の経験を踏まえて、これ以上の減少は避けなければならないと思っております。

今後につきましてもですね、町内事業者で施工可能な工事は、できる限りですね、町内の事業者で受注していただきつつですね、工事品質のレベルアップを目指すとともにですね、佐川町建設業協会との、災害時派遣協定に基づきます連携をさらに密にしてですね、協力体制の充実を図っていきたいと思っております。

8 番（下川芳樹君）

災害時の、重要な活躍という部分については、しっかりと地元業者の評価をしていただいているものと思います。先ほど、答弁がございました13社、これまで徐々に減っていると、いうふうなことも伺いました。対応ができるぎりぎりの事業者の状況というものも、しっかり把握をしながらですね、育成には努めていただきたいし、公共事業の観点の中から、地元事業者が、ますます地域で活躍していただけるような流れになればいいのかなというふうに考えております。

本来、町が行う公共事業というのは、地元にお金を落とすことで、地元の住民に貢献すべき事業だと私は思います。ぜひ町内の事業者にお金がしっかりとまわり、緊急時の協力がスムーズにえられよう、よろしく願いをいたしまして、この質問を終わります。

それでは3番目の質問です。適正な土地利用に向けた町の考え方についてお尋ねします。皆さんもご存知の通り、町内においては、様々な法規制により、土地の利用が管理されています。大きいもの

では、国土総合開発法から 2005 年に改正された。国土形成計画法 1951 年に制定された森林に関する森林法。都市計画に必要な事項を定めた都市計画法、農地を保護する目的で定められた農地法などがあります。これらの法律は、地域や土地の利活用根拠に法制化され、法律ごとに関係官庁都道府県、市町村によって管理をされています。

これまでの運用においては、目的に沿った法管理のもと、乱開発の防止や森林防災、農地管理など、国土保全に寄与してきたといえるでしょう。しかし、現在の日本社会はいかがでしょうか。少子高齢化、人口減少など、大きな課題を抱えており、これまで通りの法律運用では、地域の将来を実現しがたいものも、生まれてきています。例えば、農地法です。農業以外の目的で使用してはならない、農業振興地域内の農地は、農地法によって新たな目的への転用禁止し、周辺農地を守ると同時に、農業者の生産基盤を確保しています。

そもそも農地法は、自作農の創作を目的とした農地改革の成果を維持するために、昭和 27 年に制定された法律です。時代が進むにつれて、目的も変わり、法改正を繰り返しながら、現在に至っています。言い換えれば、国内の状況や国の考え方が変われば、運用も変わってきているということです。

はじめにお尋ねをいたします。佐川町においても、時代の変化とともに、土地利用の考え方について、検討されてきた経緯があると思います。将来を見据えた佐川町の土地利用計画は現在ございますか。あるならば、どのようなお考えで計画をされていますか、その内容についてお答えをお願いいたします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

それでは私の方からはまちづくりの観点の方からお答えをさせていただきたいと思います。現在、佐川町では、先ほど下川議員もおっしゃいましたように都市計画法や、農地法などによりまして、まちづくりに関しましては必要な事項を定め、また農地という限られた資源を守るとともに農地以外への利用に対する規制を講じるなど、対応の方してまいりました。土地利用計画というところの計画というものはまだ策定ということのには至ってないところもありますが、そのゾーニング、いわゆる区域区分、こうした設定につきましては、必要性というものは感じているところではございますが、また、個人の財産を制限するといったようなこともありますので、慎重に検討していく必要があるのではないかとこのように考えております。以

上でございます。

8 番（下川芳樹君）

まちづくり推進課長の方からご答弁をいただきましたが、各法によって、それぞれのエリアの中で法律に基づいて管理をしていると。ゾーニングについては、まだ行っていない、全体的な町全体の計画、土地利用の計画については行っていないというふうなことでよろしいですか。

次にですね、先ほどお話ししました計画等、現状の乖離について、実例を挙げてですね、地域の状況についてお話をしたいと思います。私にとって一番身近な加茂地区の状況です。加茂地区は、加茂地区の人口は、令和5年2月末現在で959人。高齢化率は42.9%です。15年前の平成20年と比較いたしますと、人口では203人の減。高齢化率は13%増えています。単純に計算すると、1年間で15人が減少し、高齢化率は0.9%上昇していることになります。このまま、この状況が続けば、64年後には、1人の住民もいなくなる。加茂地区は消滅してしまいます。加茂地区の存続には、少子高齢化による人口減少を抑制し、次世代が生き残るための条件整備を行う必要があります。加茂地区はこれまで、町外からの移住者も多く、人口減少の歯止めとなっておりました。

しかし近年では、移住するための宅地や空き家の不足から移住者の減少が進みつつあり、地域の不安も高まってきております。移住者が減れば、人口減少は、これまで以上に加速し、60年を待たずに消滅するかもしれません。では、どのような対策によって、加茂地区の存続を図るべきか。先ほど、答えに触れました。移住促進につながる取り組みとして、有効な宅地の造成や、空き家の活用を進めることです。空き家については、所有権者の理解が必要で、町による取り組みも、まだまだ成果が十分に上がっているとは思いません。

しかし、宅地造成については、法律の運用次第で適地を生み出すことが可能です。

現在、加茂地区では、基盤整備事業によって圃場整備された圃場整備地内の農地についても、耕作をしてくれる農家が見つからず、耕作放棄が進んでいます。高齢化で、現在の担い手が耕作できなくなったら、一気に耕作放棄地が拡大します。このような状況の中で、圃場整備地以外の条件の悪い、第1種農地を守る意味があるのでしょうか。今後、この農地を、この農地で基盤整備を行う具体的な計

画がありますか。不形成で条件の悪い農地を守る担い手はいますか。64年後には、人がいなくなり、消滅する地域です。人がいなければ農業もできません。それでも、不形成な農地を守る必要があると言われるなら、その理由についてお答えをいただきたいと思います。

産業振興課長（下八川久夫君）

下川議員のご質問にお答えします。第1種農地につきましては、農地法の中で一体的に、一定の面積が連担してある農地のことを指しております。やはりそういう農地については、耕作をするということだけじゃなくて保水であったりとか、農地の多面的機能というところも持っており考えております。できるならば、地域の多面的機能の集団の維持活動などを取り入れて、守りたい、守っていききたいというところが、町としての考えであります。以上です。

8 番（下川芳樹君）

第1種農地というのは、現在基盤整備が行われた、優良農地に、隣接して、一反の10ヘクタールの反地を構築する。そういう農地を、をさしている言葉であろうと思います。しかし現状はですね、道路で区画され、その向こうの第1種農地と言われる土地は、ものすごく不形成で、基盤整備も全然入っていない用排水の分離もできていない。農業用の作業道も十分設置されていない。本当に誰も今手を挙げて耕作をしようというふうな農地ではございません。前段でも申しました、基盤整備をして、大きな圃場整備区画があるにもかかわらず、そこでも、無償で土地を貸します。それでも耕作はいただけない。そのような状況です。

先ほどおっしゃっていただいたように、優良農地に、多面的な機能であったりとか、保水力であったりとか、そういうものを導くための土地であるというふうなことは理解できます。

しかしながらですね、具体的にその活用が、ただそれだけのための活用で法律で縛る、これはいかがなもんかなというふうに思います。しっかり縛るなら、基盤整備の計画、それから担い手育成の計画、こういうものを具体的に示してですね、その土地が本当に必要なんだよということをしっかり発言していただきたい、このように思いますがいかがですか。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。農業振興地域のエリアについては、5年ごとの見直し等もございます。こういった中で農地として守っていくエ

リア、またそうではないエリアというところは、町としても考えた上で、除外できるところは除外していくというところはやっていきたいと考えております。またそういった中で、またご意見等もいただいて、そういった見直しの時期には、また相談をさせていただいて、考えたいというところは思っております。以上です。

8 番（下川芳樹君）

このような状況、今例に挙げた加茂地区のような状況なんですが、これは佐川の中心部以外、人口が密集している佐川の中心部以外の地域で同じようなことが起こり得る可能性があります。そこで、私からの提案なんですが、地域に人がいなくなれば、その地域は本当におしまいなんです。まずは人の減らない方策を立てることが重要で、緊急の課題であると考えます。

そこで、地域の状況を踏まえ、土地利用計画を立てて、地域にみあったゾーニングを行うべきだと考えます。乱雑な開発行為が行われないように、地域の将来を想定して、居住エリア、農業エリア、里山エリア、森林エリアなど、このようなものに分類をいたします。居住エリアについて、居住エリアとした場所については、積極的な宅地化を図り、移住希望者を呼び込む活動に取り組みます。農業エリアについては、現在進めている人・農地プランにも反映をしながら、適正な農地管理ができるように、担い手が育つようにしていけばいいと思います。里山エリアは、農村環境にふさわしい景観づくりを、森林エリアについては適正な間伐と多面的な機能の、維持を図ってまいります。

しかし、実現、現実的に人がいなければ、居住エリア以外の管理はできません。まずは、住む人を中心に考えるべきだと思いますがいかがでしょうか。

建設課長（吉野広昭君）

はい。そしたらですね、私の方から議員さんのご質問ありましたゾーニング等につきましてご説明をさせていただきます。議員ご質問のありましたお考えに一番近いのはですね、土地計画制度による用途指定ではないかと思っております。都市計画法につきましてはですね、これに基づきまして、佐川町内のほとんどの地域、面積にして約7割が佐川土地計画区域に指定されております。各種のですね施設の整備を行いながら、安全、安心で住みやすいまちづくりを進めております。

その一方でですね、町内全域が、区域区分、市街化区域であるとかですね、市街化調整区域の内、非線引き区域でありまして、また用途指定、住居地域であるとかですね商業地域、工業地域の定めがない区域でもあります。これによりましてですね、農振法とかですね、農地法、森林法などを個別法の整備計画あるもののですね、まちづくりの中期、中長期的な方向性について全体を統括して定めた土地利用計画がないのが現状となっております。

こちらの方、用途地域の制限がないことですね、比較的短時間で自由な民間の取引が可能となって、民間による宅地開発であるとかですね、店舗改良が進む一方、宅地と農地が混在することによってですね、用水路への、家庭排水の流入であるによる、水質の汚濁であるとかですね、優良農地の減少、谷川からの水や雨水の流入、道路、水路、上下水道など、インフラ整備と管理コストの増大、作物の日照量が減少するといった、いくつかの課題も浮き彫りになっております。

今後におきましてはですね、適切な佐川町ですね、土地利用であるとかゾーニングを検討するに当たりまして、まずはですね、課をまたいでとか、課を横断して、全庁的に、現状と課題を整理して、人口不足や担い手不足など、環境の変化を踏まえつつ、町としての中長期的、中長期的なですね方向を検討してまいりたいと考えております。またですねその中でですね、いくつかの細かい手段を考えてですね、必要に応じて計画策定について検討していきたいと思っております。

8 番（下川芳樹君）

ご答弁いただきました。本当に、佐川町においても、人口減少、少子化、喫緊の課題であると思います。日本国民も 2050 年に 8,700 万人ぐらいまで減少していくというふうなことも言われておりますし、出生率もどんどんどんどん下がってきて、もう限界まで今下がっていると。国においては、しっかりと少子化対策を進めていくというふうな流れでございます。

地域に人がいなくなるっていうことは地域力が弱まり、地域自体の力が、半減してですね、町自体の勢いもなくなります。移住対策、それから定住対策については、これまでもしっかりと町の中で論議がされておりますが、その一つの打開策として、人口減少が進む中で、どうしても次世代の育成、次世代につながる、人、人、こういう

人がやっぱり地域に住んでいただく必要があると。そのための施策として、土地のゾーニングについてもですね、あわせて検討していき、民活を活用しながらですね、上手に、先ほど吉野課長が言われた、他のものに影響のないような配慮の中で、造成を進めていけるような土地を選択していく、こういうことを考えていくべきではないのかなというふうに思います。

皆さんが前向きに取り組んでいただくことによって、人口減少もある程度低減され、子供たちが元気で明るく地域を走り回る。そういう町になればいいのかなと、このように考えております。

執行部、それから担当職員の皆さんには、定例議会ごとの一般質問に真摯に、対応いただきまして、本当にありがとうございます。私や他の議員の皆さんの質問や提言が皆さんの業務を増やす結果となっているかもしれません。それでも町の抱える課題をともに考えて出口を導き出すことは本当に大切なことだと思います。ともに町民の幸せを佐川町の発展を目指して議論を進めてまいりたいと、このように思っています。大変なご苦勞されている町職員の皆さん、町執行部の皆さんに心より感謝を申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

以上で、8番、下川芳樹君の一般質問を終わります。

ここで15分間休憩します。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時30分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、6番、宮崎知恵子君の発言を許します。

6番（宮崎知恵子君）

6番議員の宮崎知恵子でございます。議長のお許しをいただきまして、3つの質問をさせていただきます。

まず一つ目は、5月9日、議会懇談会を加茂を皮切りに町内5地区で開催され、道の駅、図書館、議会の情報発信、議員の定数や報酬

など、ご意見や提言をお伺いし、町村議会の課題と今後の展望について、議題、議題にしました。高知新聞の掲載記事に、高知市議会という、高知市議会どう活性化という見だしで投票率全国ワースト3となり、市議会として何をしますかという記事でございました。議長の諸般の報告でも、町村議会の課題と今後の展望について、江藤教授の講演内容の、議員のなり手不足の要因は低い議員報酬や議会議員の魅力が伝わらない地域の低下などが、挙げられ、また解消の正攻法も挙げられたと聞いております。

そこで、高知県の報道で多く指摘される、多く指摘されたのは、議会と市民の距離を近づける取り組み不足や、SNSの発信が必要、若者が興味を持つ、伝え方を考えないといけないなどの意見を取り入れ、高知市議会は年4回の議会だよりと、本会議の動画配信を若者層を念頭に、発信強化を訴えているとのことでした。

他にも提案としまして、議員の出前授業や議員、議員と中高生が対談する授業を考えている議員もいるということでございます。高知市議会では、年1回、中高生による模擬議会を開いているが、さらに踏み込んだアプローチというお考えを報道されていまして。考え方も報道されていまして。

高知県自体も、将来の有権者育成事業として、高知県選挙管理委員会と、高知県の明るい選挙推進協議会など、将来の有権者となる小学生から大学生を対象に、出前授業を行っているということでございます。ただ、若者の投票率が低いのは、至ってシンプルで、意識の低さや、自分の1票の重みをあまり感じていないことだろうと思います。その原因といたしまして、今の若い世代は、スマホやネットなど何でも手に入れられ、娯楽があふれているので、選挙に行こうがいくまいか、平和に暮らせるならそれでよいと思うようになっているのではないのでしょうか。

政策につきましても、何も知らない人が多く、候補者がどのように考えているか違いも判断、違いもわからないのではないかと思います。SNSも、結局は自分が見たいものに合わせるだけで、見たいものに合わせるだけで、政治の情報は流れてこないと思います。そのような状況になってしまった原因として、政治の教育が変わってしまったことなどが、挙げられるのではないのでしょうか。

数十年前には、どのような政治が現実で行われているのかを学んでいましたし、今は選挙制度や、国家のシステムなども教科書的な

知識として覚えることは目的になっておりまして、主権者が主権者としての意識を育てるとくということより、暗記科目になっているのではないかと思います。リアルさがなく、学校で学んだ知識と現実が結びつかないという課題があるように思います。

法律上、学校の授業で教師が具体的に教えるのは現実的には難しいけれども、これを変えるためには、政治家自身が、若者たちの声を聞くことを重要だと聞くことも重要だと思います。他にも、模擬選挙の時、実践的な学習活動などがあり、挙げられましたが、結局、普段の延長上にしかなく、興味を持ってもらうことは難しいというものでした。日本では、18歳選挙権で新しく有権者となった240万人を教育するために取られている一番の手段が、模擬選挙ですが、政治教育としては効果があるようには思えません。

しかし、希望もありまして、今の日本は増税により不景気、ロシア、ウクライナによる戦争、コロナによる生活の直接的な影響を、影響を与えていることを感じる事が多く、徐々に政治に関心を持っている子も増えているように思われます。また、逆に関心を持っていても、政治は大人がやるものだから、変えられないよねと、諦めている子もいます。それも踏まえて、選挙だけでなく、若者を対象に、自分が政治に対する対して思っていることを考えていること、議員に意見する場を設けては、いかがでしょう。自分の考えを政治家に意見し、それが多少なりとも、何らかの形で実践してもらえんということが、成功体験を積むことになり、喜びにつながり、政治意識が芽生えるのではないかと思います。

この間の統一選挙では、人口減少と地域の疲弊が進む町村部でのなり手不足が顕著だったように思われます。全国373あった町村議選は、123が無投票となり、無投票の当選者の割合は、過去最高の30.3%だったそうです。立候補者が定数を下回る定数割れも前回2019年の8から20に増えており、9町村議選が行われた県内も2019年は1だった無投票も、6に上がり、黒潮町では人口1万人を超える県内町村としては、初の定員割れとなりました。県内9町村議選の立候補者数も計合計88人のうち、30代が2人、40代は5人に留まっており、女性は10人でした。

議会に対する住民の関心は低く、議員のなり手不足が生じている背景には、地域にとって、議会や議員がどのような活動をしているのかがわかりにくく、その活動内容をよく知らないために、議会

に対する理解や信頼がえられていない面があると考えられます。その原因といたしまして、議員の報酬の低さや、低さが指定され、全国の市町村でも、多少の増額が行われているようです。この問題は、最近注目されている、されており、いろんな場所で記事にされています。その中でも特に目立った全国の市町村議会の声としまして、家族が養えないので、副業をしている。年金や保険を払ったら、手取りが少なくなる。政治活動、パンフレット印刷なども、費用がかかり、議員事業や政治活動ができない。女性議員は子育てできないなど、様々な声が上がっているようです。

高知新聞によりますと、県内の、市町村議会で議員報酬増額を検討する動きが出ております。当町でも今検討中でございます。県内議員のなり手不足が深刻化し、無投票が増えている中、佐川町では、これはクリアしておりまして、特に金額の低い町村では、生活に余裕のある人しか議員になれない、若手の参画をと訴えている議員もおいでます。議員報酬の月額県議が 77 万、34 の市町村では、高知市が 58 万 5 千円と突出しており、高知市以外の 10 市の平均は約 31 万円。23 町村の平均は約 18 万 4 千円と差があります。

市町村の報酬は、ここ 10 年大きく変わっておりません。政治家というのは、お金を稼げる職ではありませんが、議員を専業に集中するには、ある程度生活ができるよう、報酬も必要だと思う、思います。全国の市町村において、政治の仕事内容は変わらないが、田舎と都会によって給料が変わると、なり手が少なくなってしまうということもあります。改善、改善案は考えるべきですが、佐川町も少子高齢化も問題となっておりまして、町自体に若者が増えないと、なり手不足は、解消されない、されないのですが、当町では、ありがたいかもクリアをしております。

2022 年の時点で、全国の自治体の窓口に寄せられる移住に関する相談件数は、昨年度 32 万件あまりで、過去最多となっております。

今の時代、ネットがあるので、どこでも仕事ができる、田舎でのんびり仕事をし、仕事をしようとする人も多いようですが、移住を簡単に考え、住んでみないとわからない、見えない移住の問題も増え、最近、地域おこし協力隊として、東京から土佐市に移住した女性店長が、地元の有力者に従わないことで、追い出す、追い出されそうになったという、ことで告発し、大きな反響を呼びました。

佐川町でもそうですけれども、地域住民同士のつながりが強い地

域は、移住者にとって疎外感を抱きやすく、人間関係をつくるには、移住者自身、積極的にコミュニティーに飛び込む、飛び込んでいかなくては、いけません。友達や知り合いが少ない中で、田舎に飛び込んでいくのは、相当な勇気が要ります。そういうふうに考えますと、入りやすい環境を作るため、移住者の要望にこたえたり、積極的にコミュニティーの中に入るようなことも必要かと思います。移住者の声を聞き、定住してもらうことで、政治志望のなり手が回ってくるのではないのでしょうか。佐川町では、齋藤議員のように、議員になっていただきまして、本当に、ありがたいと思っております。それも行政をはじめ地域住民との、コミュニケーションがうまくいっているのではないかと思います。

結局、佐川は文教のまちとして、人間力、心の豊かさ、教育の大切さが、根本にあるからだと思います。人こそ、国の宝であるという信念を貫いた市井の人、中岡慎太郎のように、村民が安心して暮らせるように、心を砕いて勉強に励み、日本の歴史や海外情勢について積極的に学びながら、村の産業を発展させるため、ユズの栽培や林業を村民に進め、これらは、現在、北川村の名産品となっております。慎太郎は、人としての価値は、家柄ではなく、自分自身が何をするかによって決まるという哲学を持っておいでました。

ここ、佐川町は最も良い環境で環境が整っておりまして、文教のまち、偉人の宝庫です。先日いただきましたサカワークの表紙に佐川町をもっと知ろう、佐川町の魅力を再発見しよう。佐川町の過去と現在、未来を考えようを拝読し、すばらしさを発見し、人生計画私も100歳を考えてみました。このようなサカワークを制作し、協力していただきました行政の方々、皆様に心より感謝申し上げます。

この質問に当たりまして、大変事務局長が心配してくださしまして、一体この質問は誰に向けて、聞いたらいいいのでしょうかという、反対に逆質問をされまして、そうですよねってこの質問を、本当や誰に向けて答弁をしていただいたらいいんだろうかって、私もすごく考えまして、いろんな課長のご意見もお伺いしながら、やっとのことで自分が何が言いたいのかなっていうのを考えました結果、議員という職にかかわらず、すべては人として、心の豊かさが必要であると思います。人徳を育てることが、なり手不足の解消にもつながりますし、このような佐川町というすばらしい地域に、サカワークのように教育に熱心取り組んでいただいております教育長の方か

らご答弁をお願いいたしたいと思います。恐れ入ります。よろしく
お願いします。

教育長（瀨田陽治君）

はい、お答えをさせていただきます。教育の分野からのお答えになります。議員もご質問の中で触れられておりましたが、みずから住む地域や国の政治についてはですね小中学校で、学習指導要領にのっとり、系統的に進められておりますが、佐川町はさらにこの上にですね、ふるさと教育としてサカワークを中心にですね、ふるさと愛し誇りを持ち貢献しようとする。子供たちを育てたいということで、ふるさと教育に取り組んでおります。

この様子を見ますとですね、小学生がサカワークを手に山や地域に出かけまして、地域の皆様に関わっていただきながら、佐川のことを学び、中学生はどうしたら佐川を住みやすい町にできるかということを実際に議論をしております。まことに後生おそれるべしと言いますけれども、子供たちの学習や議論の様子を見ますとですねよくここまで考えるなということを思います。

このような学習が小中学校で定着し、佐川高校へ進学した子供さんについては地域学習、サクラサクプロジェクトにつながっております。また高校から町外に進学した子供さんにつきましても、町外に出たことで、改めて佐川のよさを実感し、将来に目的を持ち、佐川へ帰り生活をしたいと、いう若者が増えてきたように実感しております。奨学金の返還支援なんかの話を聞いておりますとですね、いいなという人がたくさんおいでます。

これらのことからですね、今後、小中学校では、ふるさと教育を、一層充実させます。さらに、これを社会教育の活用をしたいと考えております。集落活動センターには4Kのモニターとタブレットが配備をされておりますので、こういうものも活用しながらサカワークを中心としてですね、皆さんに、佐川のことを再確認をしていただきますと、みずからの住む町を愛し、みずから住みやすい町にするために、主体的に地方自治に参加しようとする、そもそも佐川町はそういうまちであったと思います。この受け継がれてきた気風が盛んになりまして、議員ご指摘のようにですね、志を持った人材が育つものと考えております。すべて地域づくりは、やはり教育によるものと、教育に携わる私は考えております。ありがとうございます。

6 番（宮崎知恵子君）

ありがとうございます。先日もですね、私のお店の方にも、佐川町の商店街を中学生と生徒さんが訪れまして、いろんな交流をさせていただきました。そういうところの本当に実践っていう意味で、店はどのように今までやってこられましたかとか、もういろんな質問をしていただきまして、お互いにすごいお勉強になりました。こういう生徒と、やっぱり住民とが関わるような教育というのは大変大事だと思います。

私も改めまして、サカワークを見させていただきまして、佐川のこと本当にあまり知ってないなというのが、もう私の印象でございまして、もうちょっと私も勉強をしたいと思っております。ありがとうございます。ご丁寧なご答弁ありがとうございます。

続きまして、二つ目の質問をさせていただきます。死亡時の窓口について、高知市や南国市は、手続きの案内を一元化するお悔やみ窓口を設定するという記事が載っております、喪失感で外出する気力がわからない遺族の方が、手続きの多さに大変、大変さを感じ、また、高齢者の遺族だと、なおさらだと思い、このような質問をさせていただきます。佐川町では、どのような手続きがなされているか、簡単で構いませんので、お答えをいただけたらと思います。

町民課長（山本壽史君）

宮崎議員のご質問にお答えいたします。本町におきましては、お悔やみ窓口という専門の窓口は設けておりません。本町の手続きについてですが、本町の死亡後の手続きですが、死亡届を提出されたお客様に、後日、手続きをする際に持参するもの、及び手続きを行う際、どの部署に行けばよいのかを示したチラシを含む書類をお渡ししております。

後日、手続きに来庁された際、町民課の窓口におきまして、死亡後のお手続きについてという手続きの流れ、手続きを行う部署を示したものをお渡しし、手続きが円滑にできるように、各部署をご案内しております。各課における手続きの内容ですが、保険証の返還、葬祭費の支給申請、相続人の連絡先届などにつきましては、町民課の窓口で、固定資産税や軽自動車税の税関係につきましては税務課で、水道の使用者変更、閉栓などにつきましては建設課で、そして障害者手帳、福祉医療受給者書等の返還につきましては、健康福祉課の窓口においてそれぞれ手続きを行っております。以上でござい

ます。

6 番（宮崎知恵子君）

今、お伺いしただけでもかなりの手続きがあるように思いますけれども、大まかで構いませんがどれぐらいの、手続きというか、書類というか、そういうものが必要でございましょうか。

町民課長（山本壽史君）

お答えいたします。私もすべてを把握してるわけでもありませんが、先ほど説明したような手続きが必要で、具体的にどれぐらいの書類の量があるかというふうに、申し訳ございませんが、承知しておりません。すいません。以上でございます。

6 番（宮崎知恵子君）

もったもでございます。私が思いますのに事前にですね、こう言う、もうちょっとわかりやすいパンフレットのようなものが、ありますでしょうか。

町民課長（山本壽史君）

はい、お答えいたします。事前に手続きの手順がわかるものと言えそうですね、先ほど説明しました、死亡届の際にお渡ししております、手続きの際に持参するもの、そして各種手続きを行う場所を示した簡易的なチラシのみで、のみがあります。詳細な情報を示したものはございません。以上です。

6 番（宮崎知恵子君）

事前にですね、手続きをする順序がわかるようなハンドブックのようなものは、事前にはないですか。

町民課長（山本壽史君）

はい、お答えいたします。ハンドブックのような、詳細な手続き等がわかるものについては、現在のところございません。以上です。

6 番（宮崎知恵子君）

はい、ありがとうございました。実はですね、この質問前に突然朋友の訃報を受けまして、葬儀に参列し、喪主であられる奥様から夫は心を磨き、人を愛した人生で誇りに思っていますとご挨拶をされました。夫の口癖は一日一生の思いで生きているから、いつ死んでも悔いはないよという言葉が、言葉だったそうです。夫は一日一日を全力で生きていたと思いますという、コメントでしたけれども、僕の夢を支えてくれてありがとうという言葉を何度も何度も言われたそうで、今試してみますと、支えてもらったのは私の方だったよ

うに思うという奥様のお言葉でした。

こういうことに直面しますと、簡単に私は簡単に窓口が、お悔やみの窓口はできたらいいなというふうに思っておりましたけれども、最後のお手続きをすることによって、故人のことを偲び、また前向きな一歩が出るのではないかというふうに思い方が変わってきました、本当に、一歩進めることが、故人に対する感謝の思いであったり、そういう相手を偲ぶってということにおきましては、やっぱり、今、ITというものも進んでおりますけれども、心を込めて、やっぱり一つ一つの作業をしてあげることが、故人に対する供養になるのではないかなというふうに、今回あまりの突然の訃報でございましたので、いろんなことを考えさせていただきました。

故人の友人は、肉体はなくなっても、魂は永遠だからねと、私にいつも言っておりましたが、そうよねと私も単にそう。受け取っておりましたけれども、なかなか訃報でこのように突然にこう死を告げられますと、受け入れるのにもなかなか時間がかかるもんだなあというふうに思っておりますが、その言葉を思い出しまして、生前の友人の笑顔が目の前にボーッと浮かんできまして、そうやなあと本当に肉体は滅びても、やっぱり魂その人の考え方とか、そういうものはずっと残るんやなあ、こういうのが、偉人のそのすごさっていうのを改めて、感じさせていただきました、佐川町というところは本当にすごい方が、出ておりますので、私ももう一度本当に学び直したいものだなあをつくづく思ったことでございます。

この質問につきましては、以上とさせていただきます、三つ目の質問に入らせていただきます。

諸般の報告で、総合研究所の河野まゆ子様より、観光にぎわい道路という講演を拝聴してこられたとのことですが、内容はお伺いしておりませんので、わかりませんけれども、佐川町はまさしくこの状況にあると思います。私は、国内外から当町に足を含んでいただくための受け入れ体制をどのように、考えているかを、事例を挙げますので、答弁は、まとめて答えていただいても構いませんので、よろしくお願いします。

先般、高知龍馬空港と台湾桃園国際空港を結ぶ、定期チャーター便が今年の5月から10月まで運航され、水曜日と土曜日の週2便、計50便が運航され最大で9千人が高知の方に来高し、もう第1便の180人が、10日に来高し、13日には帰国をしております。2泊3日

の日程で、高知市の高知城や桂浜、ひろめ市場を回り、市場では、カツオのたたき、ビールや日本酒を楽しみ、人が優しくて、親切やね。高知の物価は上がっているの、日本は安く感じました。台湾でも日本のお酒を飲むが、高知で飲んだのは本当に良かったと、満足げに高知最高という笑顔で、新聞に掲載されておりました。定期チャーター便は高知発着のため、県内の滞在時間が長くなります。県の観光振興部は四万十川や仁淀川を訪れるツアーをツアーも組みやすいと言っているようですが、ツアーを組むのは台湾の方です。

佐川町も道の駅を通し、交通の要所となります。台湾には洋ランや紹興酒というお酒の文化もありまして、佐川町と文化が似ております。

さらに、現地では、日本の自治体と交流を望む声が多くあります。昨年ですが、昨年10月15日には、佐川町議会、日台友好議員連盟も設立しておりますし、全国大会も高知市で開催され、出席をさせていただいてきました。それも踏まえて、令和2年1月の一般の質問の際、当日の副町長は、自治体間の国際交流というのは、一般論であるが、なぜ交流するのかという理由は、必要と認識している。松山市が、台湾の交流があるとのことだが、これは松山と台湾を結ぶジェット機就航が就航で人や物、物の流れができており、相互のメリットが発生している、いるからではないかとおっしゃいました。

今回の機会は、国際交流の十分な、相互メリットになると考えられますが、国際交流や自治体同士でも、十分台湾ツアーのお客様を、組み込んでもらえるようなアピールをしていただきたいと思いますので、町長、副町長をお答えいただけますでしょうか。

町長（片岡雄司君）

宮崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。台湾の方ということですが、以前もご質問ありまして人事交流の話もいただきましたが、今のところ台湾の方との人事交流は全く考えておりません。今現在、上町の方にもインバウンドの影響ですね、大型の客船が来てですね、バスで来ていただいている、団体客が来ているような状況は続いております。

やっぱり今後高知県ともですね知事の方とも連携話をしておりますので、やっぱりその、佐川町でありますとか西の方では佐川町とか、いろんなところがありますのでその観光の方にも来ていただくような施策をやりたいと。それから東の方にも、行くようなこと

で進めていただいているようですので県の方も、それをじっくり見守っていききたいと考えております。

またそういったお客様がこられることによってですね、日本国中日本だけではなく海外の方にも、やっぱりそういった牧野公園が有名になっていくんじゃないかと思っておりますので、ぜひそういう観光客来ましたら、仁淀ブルーとかですね、観光協会の方にもお世話になって、ガイドの方もしていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

6 番（宮崎知恵子君）

おまかせだけでなく、佐川町みずからがですね、自治体との交流、いろんな本当に台湾っていうのは、仁淀ブルーでサイクリングをしたように、もう世界一の自転車の生産地なんです。

そういうこともありますのでそういうことを踏まえ、この質問をするにあたりまして、県の方でも、漫画交流会があったりとかね、仁淀川町では、そういういろんな交流が台湾とありますので、佐川町もぜひお尻をひかないで前に出して、一歩進めていただきたいと思います。私もそのように前向きに考えて、交流を1人からでもしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

他にもですね、高知には龍馬を巡る旅や、四国 88 カ所など、様々な観光スポットがありまして、台湾のお客様は有名な観光地を、選ぶ確率が高いですけれども、佐川町周辺にも、四国 88 カ所の関連したお寺もあり、まきのさんの道の駅を通して、佐川町によってもらえるルートをも可能かと思われます。

余談ではありますがけれども、四国 88 カ所をめぐった空海は、現在の香川県で、讃岐に生まれ、四国各地で修行を積まれまして、弘法大師として広く知られております。空海が実践しました法力で国を守る真言国家の思想があります。政治の乱れた際にも、空海は發揮しております。後任 9 年には、国内に流行病が起こり、天皇にこわれて、お経の解説書を執筆しながら、解説している間に、病気が治ったという人が続出しております。また、飢饉の時には、京都の神泉苑で雨乞いの祈祷を行い、雨を降らせたとも聞いております。今の日本も、地震、食糧危機、戦争などの有事の、危険が迫っており、このような状況からも、神仏の力が必要だと思われますし、佐川町にまたがって、虚空蔵山という山も、当時から空海と深い縁があると言われております。そういう、いろんな P R も兼ねて、ぜひ佐川

町に足を運んでいただけるよう、ご尽力を賜りたいと思います。

またですね、5月11日の時点で、らんまんは5月11日の放送分で、世帯17.5%を記録し、番組史上最高の数字だったようでございます。

台湾では、朝ドラ自体、過去何作も放送されておりまして、今回のらんまんも注目され、早速に朝ドラ注目で、牧野植物園にチャーター機で来ております。牧野さん目的で観光客も増加し、佐川出身の植物学の父、牧野富太郎博士を世界の世界に発信してまいりたいと思います。

また、台湾で老若男女に親しまれるデザートで、アイボクシという、ゼリーのような食感で、レモンシロップをかけて食べるものですが、原料は台湾にのみ自生する植物で、この学名の名付け親が牧野富太郎と言われております。また、佐川町は今から、50年前までは、紅茶の一大産地でございました。

台湾でも紅茶が広く愛されているので、これも観光客を呼ぶきっかけになるのではないかと思います。佐川町は高知と松山を結ぶ国道33号須崎方面とつながっている494号が交わっており、JRの駅が5駅もあり、特急列車が停車する、するなど高吾北流域中心で重要な生活道路として国道利用者も多く地域外からの集客も見込めます。JR四国では、JR四国など、牧野富太郎さんのツアーも開催しておりますので、佐川町のみならず、高知から四国、世界へとつなげて、いける重要な拠点となると思います。

元年の3月の一般質問で、すいませんこれも引き続きやらせていただきました。一般質問でですね、牧野博士の祖母である、朝ドラらんまん、松坂慶子さんが演じる、浪子さんの墓所のことですが、看板を設置したらどうだろうかという質問をさせていただいております。このことにつきましてもまたご答弁をいただきたいと思います。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

それではお答えさせていただきます。牧野博士を幼少期から育てられました祖母の浪子様のお墓につきましては、牧野公園の隣接する牧野家の墓地の方にありまして、案内版のその設置に関しましては、これまでも設置についての話があったというようなこともお聞きをしております。

またドラマ放送決定後におきましても、この案内版の設置の方に

つきましても検討いたしました。その中で、牧野家の、その相続人の方ともお話をいたしました、観光客などに見ていただくためには日頃の墓地内の管理の状態、こういったものの整備が、しっかりしていく必要もあるということで、現在看板の設置をするということには、至っておりません。以上です。

6 番（宮崎知恵子君）

ごもっともだと思います。自分のお墓に看板を立てるというようなことは、本当一般的に考えてもそうかなというふうに思われます。

答弁ありがとうございました。

続きまして佐川高校の地域活性事業として、これも一般質問でさせていただいておりましたが、地質発祥の地と言われている佐川の地学専門の科とか、専門学科と、天文学科を、創設してはどうかという質問をさせていただきましたところ答弁として、これは、県の方の県と検討中ということで、その後の、変化はありますでしょうか。

教育長（濱田陽治君）

記憶しておるところではですね平成 30 年から令和元年にかけてですね、佐川高校に特色化を図るために、新たな学科ということも念頭にですね、校長と私とそれから県教委の担当課長でですね、協議検討を重ねた時期がありますが、残念ながらそれ実現できませんでした。その中で天文地質というのはちょっと記憶はしてなかったんですがすいません。以上です。

6 番（宮崎知恵子君）

はい。ありがとうございます。今また、牧野富太郎ブームになっておりますので、植物学の専門の科とかいうのも、また提案をしていただけたらありがたいかなと思いますが。

教育長（濱田陽治君）

県教委もですね、県の教育振興基本計画の中で、中山間地域における多様な教育機会の確保として高校の魅力化をあげております。

そういうこともありますのでまた話題にしてみたいと思います。議員ご指摘の佐川の特色を活用した教育をする学科とかですね、先ほどふるさと教育で申し上げました、地域のマネジメントとかこういうのをやる学科とか、それからまた昨日坂本先生からご助言いただいた I C T の活用とかですね、様々可能性がございますので、なお校長、それから県教委の方とも協議の中で話題にしてみたいと思

います。

ただし学科の改変もしくはその設置というのはなかなかハードルが高うございまして、すぐのことにはならないかもしれません。とにかく話題にしてみたいと考えております。以上です。

6 番（宮崎知恵子君）

ありがとうございます。このチャンスを生かして、ぜひ進めていただけますようお願い申し上げます。

続きまして佐川の中世の城、松尾城は、高知県でも一番、遺構が残っているということで、先般ですね、ゆめまちの探検隊が、この場所を行きまして、ものすごい地形とか、地質情報などが、お勉強になったということでございます。ぜひ、こういう場所の、発掘は申しておりますけれども、これを何とか少しずつどうでも構いませんので、やっぱり県散歩コースとか、この遺構、高知県で一番、一番古いという貴重なあれが残っているそうなので、ぜひそれもお宝でございまして、そういう方向で考えていただけますでしょうか。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい、お答えいたします。佐川町にはこの松尾城跡のほかですね佐川城跡であるとか多くの史跡が点在の方をしております。こうした史跡など、観光資源として掘り起こし、また活用していくためにはこの文化財の保存に関する、こういった観点の方も必要になってくるかと思っておりますので、また教育委員会の方と相談しながら、またその整備に要します費用対効果こういったものも十分考慮した上で判断の方していきたいと思っております。以上です。

6 番（宮崎知恵子君）

ありがとうございます。佐川町は本当に宝の宝庫でございましてもびっとずつでも構いませんので、もう今はもう本当にいろんな行事が目白押しですけれども、佐川町のお宝をもう継続して発掘し発見し、佐川町が、よりよい町になりますように、皆、皆一致団結して頑張ってもらいたいと思っております。以上で3点の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

以上で、6 番、宮崎知恵子君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため午後 1 時 30 分まで休憩します。

休憩 午前 11 時 30 分

再開 午後 1 時 30 分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、2 番、岡林哲司君の発言を許します。

2 番（岡林哲司君）

こんにちは、2 番議員の岡林哲司です。

議長のお許しをいただきましたので通告書に従いまして質問をさせていただきます。

まず、質問に先立ちまして、間もなく今月の 25 日に道の駅がオープンするということで、非常に楽しみにしております。今回質問に組み込んでおりませんが、次のオープンをしっかりと見守った後で、次の 9 月の議会には、道の駅のことも、質問させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

早速、それでは質問に移りたいと思います。

住民参加型の町政運営をというテーマで質問をさせていただきます。先日、佐川町議会でも、住民との懇談会を数年ぶりに開催いたしました。新人の私にとっては、コロナ禍の休止期間もあり、初めての、議会と住民の懇談会でした。今回、非常にたくさんの住民の方がご参加くださいましたが、欲を言えば、もっとたくさんの住民の方に参加をしていただきたかったなと思います。ただ、現在の議会の立ち位置といいますか、我々のおる地点というのが把握ができましたので、これを次回にしっかりとつなげていけるようにしたいと思っております。

さて懇談会では、議会に対する要望や、普段住民の方が、議会に対してどういうふうに思われているか、そして今後、佐川町議会についての、今後の佐川町議会についての積極的なご提案など、様々なご意見をいただきました。今回、議会でも、佐川町内の 5 地区において、懇談会を開催いたしました。より多くの声が聞けるようにと、全体を 2 つ、3 つのグループに分けて取り組みましたが、まだまだ全然時間が足りないという声や、時間が短いので、意見の強いもしくは思いの強い方が多く発言をされて、なかなかこう発言をする時間がありませんでした、というような声も住民の方から伺いま

した。これも次回にしっかりとつなげてまいりたいと思います。

そこで町長に伺います。以前より道の駅のことにに関して、おもちや美術館のことにに関して、町長の方でもですね、地区懇談会という形で住民の方に説明をし、そして住民の方から、ご意見を聞くという会をされておりましたが、おりましたし、そして令和4年度も町長懇談会を開催されておりましたが、例えば、今の年に1回の開催で、十分に住民の声が拾えていると、いうふうにお考えでしょうか。お願いします。

町長（片岡雄司君）

岡林議員のご質問にお答えをさせていただきます。年に1回、令和4年度も1回開催をさせていただきました。今年につきましても、去年の反省を踏まえまして6時からということで去年やらせていただいておりますが、ちょっと仕事の帰りの遅い方もおられるということで今回は、7時から開催をすることとしておりまして、5地区で佐川地区を2回開催しましてあと、尾川、黒岩、加茂、斗賀野というところで、6回開催をするようにしてます。1回の開催で、すべての住民の皆さんの意見が聞けるというようなことは、とは思っておりませんが、私自身いろいろな会の方にも参加をさせていただいて、懇親会を含めてそういったところでも、意見を聞かせていただいておりますし、各課長に局長におきましてもですね、その会へ出席したときなどには、住民の方からご要望とかご意見をいただいていると思っておりますので、1回開催させていただき十分それを生かして、行政の方に生かしていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

2 番（岡林哲司君）

ありがとうございます。次の開催から佐川地区においては2回開催されるということで、より声を聞けるという形にさせていただくと思います。私としましては、複数開催っていうのを提案するつもりでございましたが、なかなか執行部においてもですね、全員がそろって住民と、話をするっていうのを年間複数回するというのは、大変な部分もあるかと思っておりますので、ちょっと違う観点からご提案というか、をさせていただきたいと思えます。

執行部の皆さんはご存知の方もいらっしゃるかもしれませんが、オンライン上のサイトでですね、ポリポリというサイトがあります。これは PoliPoli と書くんですけれども、これは政党とか議員がです

ね、検討中の政策に関する意見とか提案を、オープン状態で聞くことができるウェブサイトになっております。そしてこれの行政向けのサービスとして PoliPoliGov というガバメントになるのかなというサイトがございまして、これは、言うたら自治体とか、そういう行政の方から、政策について意見をオープンに住民からいただけるというようなサービスです。近いところで言いますと、徳島市がこのサービスを利用をされているようです。このサイトはですね、全国から昼夜を問わず、意見をいただけること。そして、その登録されてる会員の興味がある分野の情報が出た時にその通知がそれぞれの会員にこうなってますので、より専門、専門性のある声が聞けるというようなメリットがあります。

ただ全国からそういう意見を集めるということで、例えばこの佐川町のような、地方の小さい自治体に、それが合うた意見になるかというような部分と、また意見を聞く段階から、もうかなりオープンに、情報が出ますので、そういうのに向いてないような情報はちょっと聞きにくいかなというようなところもあります。

今回の私のこの質問はこのサイトを使いましょうという提案ではないんですけれども、また時間がある時に 1 回見ていただいたら非常に有益な情報が多いですので、ぜひ、見ていただいたらいいと思います。ここから提案をさせていただきたいんですけれども、昨日齋藤議員の質問にもありましたように、収納のキャッシュレス化などのアンケートを、今、佐川町で使用されてます公式 LINE のアンケート機能を利用して問いかけてみたらどうでしょうかというような提案が昨日もありましたけれども、この公式 LINE を使って、アンケートを住民に対してすることで、結構リアルタイムに質問することができます。

昨日の質問の答弁でもありましたように、約 2,100 人の方が今この LINE に登録をされているということで、私がこの提案させていただきたいのは、町長の方でされる地区懇談会、開催されるときにですね、内容も流した上で、住民から聞きたいことは地区懇談会でも聞きたいようなことを、同時にこのアンケートを実施することで、この懇談会に参加ができない方、もしくは参加をしてたけど、他の人が多くしゃべって自分には機会がなかったっていう方の声も同時に集めることができますので、ぜひこういった、せっかく佐川町公式 LINE、登録して使用されておりますので、機能をしっかり活用し

て、住民の声をより多く集めるというようなことをやってはどうでしょうかという提案なんですけれどもいかがでしょうか。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

それでは、お答えさせていただきます。現在ですね、いろんなこうしたデジタルの活用の普及というのが増えてきておりまして、正直、なかなか全体についていけない状況もございます。そうした中、現在佐川町では、住民の方などからのご意見等につきましては、電話でありますとか FAX、こうしたものに加えまして、オンライン上では町のホームページ、それから先ほども出ております町の公式 LINE。こうしたところで随時、ご意見等の方をお伺いしているところでございます。町民の皆様につきましても、気軽にこうした意見、状況が整えておりますので、まずはですね今あるこうしたものをしっかりと活用していただけるように、周知の方をしていきたいというふうに考えております。

それから先ほど提案をいただきましたこの LINE の方につきましても、いろんな機能があると思います。そうした中でですねまずこの LINE の中でも、そうした意見をいただくっていうようなところの部分がありますので、まずしっかりとここをまず、やっていきながらですね、その他いろんな、そして付随する機能につきましても、使い方そういった活用の仕方、そういったことにつきましては、できる限り有効に使えるように、今後また研究の方をしていきたいと思っております。提案どうもありがとうございます。

2 番（岡林哲司君）

前向きなご答弁ありがとうございます。せっかく使用してるツールですので、なるべく活用していくということで前向きに進めていただきたいと思います。懇談会に、やはり先ほど町長の方でも佐川地区以外でやるというご答弁いただきましたけれども、参加したくてもなかなか、いろんな家庭の事情とか、家事とかいろんな仕事とか用事で参加できないっていう方もいらっしゃると思いますので、行きたいっていう声がある以上そういう方の声も一緒に拾い上げられるようになればいいのかなと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

続いて別のテーマですけれども、投票率を上げるために、町独自の取り組み、教育を、という内容で質問させていただきます。先だっの 4 月の全国統一地方選挙では、佐川町を含む 3 町村は無投票ということでしたけれども、高知県全体を見ますと、41.8%という

ことで、非常に投票率が低くなっております。

一方で、佐川町独自の選挙の場合ですね、首長選と議員選を同時にやっておりますけれども前回の21年の選挙では68.5%と、これは統一地方選に比べると、高いように感じますけどそれでも佐川町の有権者で3割以上の方が選挙に参加をしていないという結果になります。そして県内の高いところでは、自治体の選挙でいうと90%近い投票率の自治体もございます。そこでまず、佐川町としてどういった投票率の向上のための取り組みを、今現在されているのか、そして次回に向けて何か検討されていることがあるかというところをお伺いしたいと思います。お願いします。

選挙管理委員会事務局長（片岡和子君）

議員のご質問にお答えします。現在、投票率向上のための取り組み、次回に向けての具体的な検討ができておりませんが現状です。しかしながら、投票率向上の取り組みにつきましては、看過できる問題ではないと認識をしております。今年2月の選挙管理委員会におきましては、投票率向上を議題に、他の自治体等で実施されております、移動支援の事例を共有いたしまして、今後、研究検討していくこととしております。以上でございます。

2 番（岡林哲司君）

ご答弁ありがとうございます。移動支援の住民、住民とか議論されたということで、投票に行く方の支援を検討されているということだと受け取りました。選挙管理委員会自体がですね、総務課内で通常業務との兼務でされているということで、これは佐川町だけにとどまらずですね、全国の町村でも同じような、課題を抱えているというふうに思っております。国の方でもこの投票率についてはたびたび検討されておりますし、この全国でも様々な取り組みがされております。先ほども全国の様々な取り組みについても、話し合いがあったというふうに伺いました。

その中で例えば、親子で投票に投票所に行くことで、プレゼントの抽選に参加できるというようなことをやっているところもあります。例えば量販店の割引券がもらえるというようなことをやっているところもありますそして、先ほどのご答弁では、移動の支援ということでしたけれども、逆に移動投票所と投票所の方から、投票しやすいように近くに来てくれるというようなことを取り組んでいる自治体もございます。

その中で、投票率の向上とかも全体的な意識的な部分ではありませんけれども、私が提案させていただきたいのは、教育課程からこの政治に対する意識とか、大切さというのを知ってもらうための取り組みでございます。山形県の遊佐町という町が取り組んでいる少年議会という制度がございます。遊佐町の人口は、1万2,700人を少し下回るくらいで、令和3年度の高齢化率が43%ほどと、ほぼ佐川町と近いような規模の町です。遊佐町では、毎年、少年議会の選挙が行われ、様々な活動ありますが年3回ほど、この少年議会が開催されて実際にこの少年議会という制度に45万円ほどの予算がついて、これを毎年されているようです。

この制度なんですけれども、遊佐町、町内ですね、中高生が立候補して、そして中高生有権者全員の投票により、1名の少年町長、そして10名の少年議員っていうのが選出され、その後に、少年町長そして少年副町長、少年監査が2名、少年議会事務局4名、それに加えて先ほどの議員が10名と、総勢18名という、中高生のメンバーで、町政の運営に対して、そして、町の発展に対して様々な政策の提言などをして、町もそれを尊重した対応をします。これの担当課は、遊佐町の教育委員会の社会教育係ということになっているようです。

この事業は20年ほど継続して取り組まれている事業ですが、マンネリ化にならないように新たな取り組みも、様々なことをされているようです。こういった中高生の活躍はですね、中学生になったらあれがあるということですね小学生にもやはり、そこを意識するという影響があると思います。そして立候補して選出され、話し合いをして、提案しそれを実現させていくというプロセスを経て、この仕組みを理解するだけではなく、それに関するスキルや知識、これも習得ができると。ということで、これは将来の、例えば佐川町に置くと、議員のなり手、これの問題にも直接寄与してくるようなことになると思います。

この少年議会の提案が実現することにより、その世代全体ですね、問題意識と自己効力感というのが高められるという効果があります。この自己効力感っていうのがですね、今日宮崎議員の投票率に関する質問でもありましたけれども、自分たちが投票することで、何かが変わるっていうふうに感じる。これは自己効力感、自分たちが変えられるっていうのが、自己効力感です。この選挙に対す

るですね投票率に関する意識を調査していく、調査してる会社がい
くつもあるんですけども、大体これを基準にしてるのを問題意識
という軸と、自己効力感という2つの軸で話を、しているところが多
いです。

自己効力感問題意識はあるんですけども、自己効力感が低い自
分たちがやっても何も変わらないっていう気持ちでいるとなかなか
やっぱ投票に行かないとか、両方が高い人は投票に行ったり、はた
また選挙に出たりですとか、そういうような意識がやっぱり生まれ
てくると、この両方を高めていくことが、大事になってくるという
ふうに思います。

この全国でこういう様々な、この少年議会っていうのを参考にし
て、いろいろな取り組みがある中で、国の方でも話し合われてる中
でちょっと、問題というかデメリットがあるという話もありました
のでそれについても一つ紹介させていただきます。それは、形だけ
の仮想の模擬選挙をすることによって、あとそういう子供議会も、
形だけのものをやってしまうと例えば大人が決めたことを言われ
る、子供たちで話し合ったとしても、その内容が、実際には何にも
生きてこない。それで何も変わらないということになると、自分た
ちがやったことが何も生まなかったっていう、このマイナス方向の
体験をさせることになります。これをさせると、今度は自己効力感
ってのは逆に下がってしまいます。ので、この佐川町として取り組
んでいただきたたって提案なんですけどももしそれがかなうのであ
れば、その時には、しっかりとその話を聞く、そして自分たちが自
発的にそういう議論ができるような環境を作って、何かしらその形
にしていくというようなことに、意識を置いて取り組んでいただい
たらなというところなんですけれども。こういったこの少年議会の
ような取り組みを佐川町でもしてはどうでしょうかと思うんですけ
れども、いかがでしょうか。

町長（片岡雄司君）

岡林議員のご質問にお答えをさせていただきます。私たちが住む
地域や国の政治、さらには、民主主義の理念や政治への参加につき
ましては、小中学校におきましては、学習指導要領に則り、系統的
に学習が進められております。例えば、児童会とか生徒会の活動の
中では代表を選び、議論をして自分たちの学校生活をよりよいもの
にしていく活動を実施し、体験的に学んでおります。

その上ですね、佐川町では佐川未来学構想の中で、ふるさとを愛し、誇りを持ち、ふるさとに貢献しようとする子供たちを育成する、ふるさと力を育む教育について取り組みを進めております。ふるさと学習の取り組みの様子を見ますと、小学生がサカワークを手には野山や地域に出向きまして、地域の皆様に関わっていただきながら、佐川のことを学び、中学生はどうしたら佐川を住みやすい町にできるか、真剣に議論しておりまして、このような学習が佐川高校での地域学習さくらさくプロジェクトにつながっておりまして、思っております。

このような流れが、小中学校で定着しますとみずからの住むまちを愛しみずから住みやすい町にするために主体的に、次、次へ地方自治に参加しようとする若者が拾ってくるのではないかと思っております。岡林議員の少年議会につきましては現在、類似の取り組みとしまして、町内の中学校生徒会と佐川高校の生徒会よりもよりまず中高生会議というのを開催しておりまして年1回、各高校の生徒会役員が集まりまして、私を交えて会議、その結果を持ち帰って、生徒会の活動や町の行政に生かそうとする活動を実施をしているところでございます。その中で、各校からの、この取り組みを通じて生徒が育ったとの、報告もいただいておりますので、ふるさと教育の推進とあわせまして、この取り組みについて庁議にも諮り、私に加え副町長を初め、町執行部が参加するなど充実させさせることをまず進めてみようと思っております。

子供たちとともに、町の町ですね現状将来を考える場を持ちながら、子供たちの思いにこたえることは、これ、今後のまちの将来の姿を描く上でも大切なことであり、それを支える人材を育てる上でも極めて、有意義なことであると考えておりますので、ぜひ提案ありがとうございます。

2 番（岡林哲司君）

小学生から地域へ対する愛情を育むための様々な取り組みをしていただいているということで、佐川町においてはやっぱりこのふるさと教育ですね、私が小学生のころはなかったような、教科書もありますし、地域愛をしっかりと育てるような活動ができていますので、ぜひ今後ともそれ、その面は進めていただきたいと思います。そして恥ずかしながら、この今回の質問を提案させていただくこの準備をする段階、までですね中高生がこの中高生会議という

ものをされているということ私は、この今回の質問で初めて知りました。その中でですね現在町長がその話を聞きに行かれているということなんですけれども、もちろん町長のお人柄もありまして、普段からフレンドリーに高校生とかにも、中高生にも接していらっしゃると思うんですけれども、私も普段から、執行部の皆さんといろいろお話をさせていただく中で、結構くだけたといいますか、フレンドリーに話をさせていただいてるんですけども、やはりこの場に立つとですね、緊張感というか、ぴりっとくるところがありまして、こういう緊張感もやっぱり中高生にも味わっていただけたらおもしろいかなと思いますので、例えば今町長が、参加して話を聞かれるというこの中高生会議でそうですよね。これを、例えば執行部の皆さんを前にして、やっぱりその話を聞くような機会を持っていたりとか、我々議会の方でも、その話し合いを、例えば傍聴できるとか、というような形をとっていただきますと、それぞれにとって刺激にもなりますし、すごい、中高生にとっても経験があると思いますので、ぜひ、この案も、同時に検討をしていただけたらと思います。よろしくお願いします。

先ほども町長の答弁で佐川高校のさくらさくプロジェクトというのがあるとお伺いしました。佐川高校には地域マネジメントに特化したグループもありまして、せっかくそういう活動がありますので、今後さらにですね役場の方でも、町内の中高生を巻き込んだ活動をどんどんポジティブに展開をしていただくことで、もうそれがどんどん佐川町の魅力を育てていくということにつながると思いますので、ぜひ先ほどの議会形式みたいな形でやっていただきましたら、プラスになると思いますのでぜひ検討よろしく願いいたします。

この活動に関して、ちょっとまた別の方面の話でもありますけれども、子供に新しいことを、例えばしていただくと思ったときに、学校で子供も先生もちょっと忙し過ぎるんじゃないかというような話が、も耳にしました。例えば、中学校の教育現場では、国が規定する、1,015時間という標準授業時数というものがあります。これは1,015時間掛ける中学生の事業でいうとひとこまが50分ですので、50分掛ける1,015という時間数になりますけれども、悪天候台風とか、大雪とかね、そういうことを、もしくは感染症などで学級閉鎖になったりすることをカバーするために、この1,015時間、プラス

で余剰時数というものが設定をされているようです。

国の指導ではこの標準授業時数プラス 1 割以内に収めてくださいというふうにされているようで、高知県全体で見ると、このプラス 1 割にかなり近い数字でなっているところが多いようです。

ただ、平成 31 年の 3 月 18 日付、文部科学事務次官通知によっても、指導体制を整えないまま標準時間を大きく上回る計画は見直すべき。それが教師の時間外労働にも直結するため、十分配慮するよう各学校に指導することということと、もう 1 点、この自然災害や感染症の拡大などで標準授業時数を下回っても、その数字のみを見て、学校教育法施行規則の 51 条及び別紙表題 1 に反するもの、反するものとされるものではないということちょっとわかりにくいですが、この 51 条というのがその標準時間各学年の標準時間を定めている条項になります。これに言うたら、自然災害とか感染症の拡大なのでもしそれをちょっと下回ったとしても、それをもってこれを達成してないんじゃないかということにはしないというような通告をこの、文部科学省の方からも出していますので、やはりこの授業時間が増えれば増えるほど、子供たちが勉強する時間が増えていいんじゃないかなあと思いがちですけれども、やはりその授業をするために学校の先生も準備をして、さらにその授業の結果をまとめるという時間もかかりますし、子供たちにとったら標準で決められてる時間以上のやっぱり授業があるっていうのは、学力の面でそれが必ずしもそこを増やしたからといって、それが生きてくるというよりは、もっとこう子供たちにも先生にも、もう少し学校の中でも余裕を持って、いろんな他の方面のことも考えていただく時間がゆとりが取れるんじゃないかなというところで、この中高生会議に参加をされているであろう、この佐川中学校のですね、余剰時数がどれぐらいなものなのか、そしてその見直しはされているのかっていうのを教育委員会に伺いたいと思います。

教育長（瀨田陽治君）

はい。岡林議員のご質問にお答えいたします。中学校ですのでちょっと条文が違ってですね、学校教育法施行規則第 73 条に総授業時数の規定がありましてその中で別表第 2 というのがあります。それで各学年 1,015 時間と、このイメージですけども、週に 6 時間の授業を 5 日間やって 30 時間と、年、年間にですね 35 週ですので 1,050 時間と。その中で 1,015 ということです。佐川中学校を例に出しま

すとですね、去年の一年生が 1,044 時間、これで割りますと、1.02 と。28 ぐらいですね。だから 3 %と、2 年生も同様です。3 年生は卒業式の関係で 998 時間と、マイナス 17%で 17 時間で 98%という実績でございます。

2 番（岡林哲司君）

はい。佐川中学校の余剰時数も含めて総時間が 1,040 時間ほどということで、これは私が知っている、県内の他の自治体からすると、余剰時間は少ない方です。なので、佐川町としてはしっかり子供にもそういう先生にもちょっと余裕があるような取り組みがされているということだと思います。子供たちの余裕が生まれる、そして先生もそういう時間の余裕が生まれるということは、今よく言われますクオリティオブライフっていうような指標ですね、これも上がり、そして学校の社会以外の一般の社会情勢に子供たちが目を向ける時間の確保にもつながるのではないかと、いうふうに思います。

今後、この子供たちにも、夏休みに中高生会議というのもやっていただいているようですし、こういう部分についてもしっかりと検討して検討し続けていただきたいというふうに、付け加えてこのテーマについては閉めたいと思います。

それでは、二つ目の質問に移ります。デジタル化、自治体 D X についての質問になります。自治体 D X が導入された分野の活用周知をとということですが、昨日のですね、松浦議員と齋藤議員の質問にもありましたので、重複する部分については、簡潔にお答えいただいて構いませんのでよろしく願いいたします。

私自身、前回の 3 月定例会でも、自治体 D X についての質問をさせていただいたところであります。まず、今年度もしくは、この 5 月末現在までに取り扱いができるようになったオンライン手続きや、マイナンバーカードを使った様々な手続き、そして書類の発行などについて、今一度ご説明をいただきたいと思います。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。それこそ重複するものがあるかもしれませんがご了承ください。マイナンバーカードこちらにつきましては、国が行っているもの、それから都道府県が取り組んでいるもの、あるいは市区町村が実施しているものがございまして、いくつかご紹介をさせていただきます。身近なところで挙げますと、令和 3 年 10 月から本格的な運用がスタートいたしましたマイナンバ

ーカードの健康保険証の利用が挙げられます。

今年4月から医療機関には、オンライン資格確認が原則義務づけをされておりまして、現在では、町内すべての医療機関及び調剤薬局において、このオンライン資格確認が実施されておりまして、これに合わせて当該医療機関でマイナンバーカードを、いわゆるマイナ保険証といたしまして、利用することが可能となっているのではないかと思います。

次に、本年2月6日、2月6日から、すべての市区町村で、マイナポータルを通じました、転出届や転入予約が可能となる引っ越しワンストップサービスがスタートしているところでございます。本町におきましても、サービス開始以降、転出届、転入予約、合わせて、23件のオンライン申請があったと聞いております。続く3月27日から、同じくマイナポータルからパスポートの発行について、新規申請や更新申請が可能となっております。

最後に、4月の1日から、子育てに関する15手続き、それから介護に関する11手続き、合わせて26手続きについて、マイナポータルのぴったりサービスよりオンライン申請の方が可能となっております。以上でございます。

2 番（岡林哲司君）

わかりやすくご説明いただきありがとうございます。それでこれを使えるようになった、いろいろな手続きとか制度ですけれども、これをどういうふうに周知されているかというのを伺いたします。

総務課長（片岡和子君）

お答えいたします。全国的に実施をされておりますマイナ保険証とか、引っ越しワンストップサービス、またパスポートの発行申請につきましても、国の方が、あらゆるメディアとか媒体等を通じて、広く周知をされており、ある程度認識されているのではないかと考えておりますが、4月から本庁がスタートしております子供関連介護関連に係るオンライン申請の方につきましても、現在のところ、申し訳ございませんが、周知にまで至っていないという現状がございます。以上です。

2 番（岡林哲司君）

全国に共通するものは国がいろいろなメディアで使って周知をいただいていると。そして4月以降佐川町でできるようになった

オンライン手続きの方はこれから周知に取り組んで、いくというふうに、伺いました。せっかくこのDXが実現して、こういう手続きができるようになりました。なってもですね、それが住民に十分に周知がされてないと住民からするといろいろオンラインとかマイナンバーカードとかにできるようになったらしいけど、やり方がよくわからんがよというようなことにもなり、もったいないです。ですので例えばですね、各、今集落活動センターにたくさん人が集まってると思いますので、集落活動センターを利用してですね、こういうふうなことが使えるようになりましたと、こういうふうなやり方でできますというような、勉強会、これを開催するとかですね。

あとは町のホームページによりわかりやすく掲載する、あと役場入口にすごい、いい感じのサイネージができてますので、あそこに情報を出す、そして広報でもわかるように出していくというような複合的に、取り組んでいくことで、住民に対してもしかり周知ができていくんじゃないかと思いますけれどもその辺りいかがでしょうか。

総務課長（片岡和子君）

お答えをいたします。大分マイナンバーカードの交付率の方も上がってきておりまして、どんなところに使うことができるかっていうことを、住民の方が、現状を知りたくなっていると感じております。勉強会の実施については、申し訳ないですが今のところ考えておりませんが、まずは住民の方に、こういう手続きがオンラインで申請できますよ、こんなことができますよっていうことをまずは知っていただかない、いただかなくてはいけないと思っております。そうすることによって、利用の方も、また広がりを見せていくと感じております。

ただいま岡林議員さんからご提言、ご提案をいただきました方法についても、また今後、取り組みの方を広げていくことができるように、検討して、取り組んでいけたらと思っております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。このデジタルとアナログと両方の面で周知をして、そしてこの勉強会をするというような形で、住民の方により、慣れ親しんでいただければですね、まず勉強会に参加していただいた住民の方が、また別の住民の方に伝えていただいたりですとか、も

うすべてをいうたら、役場の方でやらないといけないということでもなくなると思いますので、ぜひこういうその実際の勉強会ですよ。こういうのを前向きに検討していただけたらと思います。よろしくお願いします。

そうしていくことで、令和7年度、自治体のこのデータの標準化後の世界に向けてですね、いきなりその時点でパーンとさあデジタル化やりましょうというふうになるわけではなく、今からそうしてゆっくりと準備を進めていくことで住民の方もより親しみやすくなると思いますので、ぜひ、これについても、取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

そして少し関連して、議会懇談会でも出てきた意見なんですけれども、佐川町のホームページがちょっとわかりにくいと。使いにくいというような意見が、複数ありました。一つはちょっと見にくいっていう方がいらっしゃいました。もう一方は、自分たちが欲しい情報になかなかたどり着けんよというような意見がありました。私自身ですねその周りの、この辺りの自治体のホームページと佐川町のホームページをちょっと見比べてみました。その中で気づいたことが数点であるので、それを紹介させていただきます。

まず、佐川町のホームページトップページなんですけれども、大きい写真のイメージがドンと出てきます。そして、そのトップページで開いたところには、各細かい情報のカテゴリーのボタンは出てこないです。スクロールして、ページを下に下ろしていったら初めて、そのカテゴリーが出てくると、まずここで一つ、見る方からすると、そこに作業が生まれます。他の自治体のホームページ見ると大体トップのページにもカテゴリーがあります。そこがまず1点の違いでもう1点が、その選択したカテゴリーの先のページに行くともうすべてがテキストベース。文字情報だけで選ぶようになってます。これも飛んだ先がもう文字ばかりが並ぶようになるので、なかなか自分が調べたい情報というのにたどり着きにくいのではないかなというふうに、私なりに解釈をしました。このビジュアルにこだわったトップページというのはですね、デザイン的には、よく見えるかもしれないですけども、例えば町のホームページというのは、町の窓口の1人だというふうにイメージをしていただけたらいいと思います。

まず、窓口に行って、見た目がいいですけどちょっとなかなか説

明がわかりづらいというようなイメージと、もう 1 点はすごいわかりやすく説明を、各項目に分かれて細分化でしていただけると、というようなことの違いがやっぱり生まれてきます。

もう 1 点上げるとすれば、ちょっとページによっては情報が古いというようなことがあります。トップページ開いて最初観光という項目のところにいきますとそこの中に新着情報という枠があります。ここの中の 3 つ情報出てるんですけども、1 つが 2023 年 2 月の青山文庫の企画展の案内です。これは新着でいいと思うんですけども、2 つ目が、2019 年の 2 月の、まちまるごと植物園のロゴマークの募集、これが新着で出てます。もう 1 点出てる 3 個目には、観光情報のページですけど、佐川ファミリーサポートセンターっていうのが新着で出てます。これをぱっと見るとですね、なかなかこのホームページは、何ですかねしっかり管理が行き届いてないなっていうふうに見る方からすると、見えるかもしれません。これが私が気づいた点です。

このホームページっていうのは、まさに先ほども言いましたけれども、オンライン上の町の窓口なので、いろんなことを案内したり、町民や町民以外の方が、佐川町のことで知りたいこと、お伝えする。それをお伝えするためのツールなので、できるだけわかりやすく、使いやすくっていうところが非常に重要だと思いますので、今、ホームページについてこの更新というか、デザインの更新を刷新を、予定されてるかどうかわかりませんがもう少しですね使いやすくわかりやすくというところを改善していただきたいと思うんですけどこれについて、担当課のご意見を伺います。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はいお答えさせていただきます。

現在のホームページにつきましては、これは令和 2 年の 4 月の方にリニューアルの方をいたしております。この以前ですねホームページにつきましては平成 21 年に、リニューアルしたものを、約 10 年間使っておりますが、これは更新の経緯に至りましたのはサポートの終了でありますとか、スマートフォンへの対応はしてなかったと。こういったところからの時代の流れによってこのリニューアルの方に至っております。

先ほど議員の方からもお話ありましたように、この当時ですね、更新したときの、終了とまではいかないかもしれませんが、考えの

中でですね佐川町の魅力を視覚的にアピールするといいますか、そういう視点でですね写真の方が表に出てきていると、いうような作りの方になってきております。

リニューアル当時につきましては、当然その当時から大分変わりましたので、見やすくなったとかそういった意見も出していただいておりますが、やはり時がたつとともにですね、いろんなバージョン変わってきますので、わかりやすさでありますとか使いやすさ、それから機能なども変遷していくのではないかというふうに思っております。

また町のホームページにつきましては、わかりやすさ扱いやすさ、こういうふうなことが当然一番重要であるというようなことを認識しております。情報になかなかとり着けないとか、そういう意見もあったということですので分類ごとのですね情報の精査、この辺をしっかりとしていきたいと。

それとあと先ほどもご指摘もありましたように新着情報でありますとか、こういったところのですねその期限の設定でありますとか、そのあげる区分、こういったところのですねルール決めていうのが、やはりしっかり全課の方に徹底できてない部分もありましたので、その辺につきましてしっかりとまた考えていきたいというふうに思います。

それからホームページのデザイン、レイアウト、こういったものにつきましては、他の市町村のホームページこういったもの、比較しながら次のですねリニューアルの時期につきましては、そのときの最適なですね見やすさそういったところもしっかりと考慮して改善をしていきたいというふうに考えております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

前向きなご回答ありがとうございます。令和7年度に自治体のデータの標準化がされましてDXも一気に加速していくと思いますので、いつかははっきりわからないと思いますが、その次のホームページのデザインの刷新をする際には、そういうところにも留意いただいて、ご検討いただいたらと思います。

ただその文字のサイズですとか色遣いっていうのは非常に見る人にとって見やすいきれいなデザインなってると思いますので、その点はそのまま生かしていただいて、と思いますのでまた検討の際には、ぜひブラッシュアップをよろしくお願いいたします。

それでは三つ目の質問に移ります。住宅耐震化事業について伺います。令和4年度、増額になりました住宅耐震化の補助事業ですけれども、その利用状況について担当課長に伺います。令和4年度末時点での耐震化の達成率を教えてくださいたいです。そして比較情報として、令和3年度までの情報もあわせてお伺いしたいです。お願いします。

建設課長（吉野広昭君）

そしたら私の方から、ご質問ありました耐震化率の推移についてご説明をさせていただきます。令和3年度末で耐震化率が64%。令和4年度末で耐震化率が66%。内訳としましては、住宅の総数が5,652戸のうちですね、耐震性を有するというものが3,720戸となっております。

2番（岡林哲司君）

はい。ありがとうございます。令和4年度に66%と前年度に比べて2%上がって、全体数が5,612件ということでこのパーセンテージの2%っていうのは結構数字的に大きいものになると思います。

耐震化に取り組む大きなメリットとしてはですね、震災などの被災時に、物理的、そして人命の被害を減らすことができるという点です。復旧にかかるコストや時間にも大きく影響があると報告されています。

先ほども触れましたが、令和4年度にこの耐震化補助金の耐震工事に対する補助金の額がですね、上限が130万円までアップをしました。耐震診断と、耐震設計の補助も合わせてたくさんの住民がこの事業に興味を持っていた状況が、先ほどの数字からわかると思います。その中で、住民の方から伺った様々な声の中に、この年数のたった建物を耐震化していく上でですね、屋根が重たいので何とかこの屋根瓦をふきかえたり軽くしたり、強くしたりということをしたかったんですが、費用がかかり過ぎて諦めたというお声が複数ございました。調べてみますと、一般的に屋根のふきかえには平均で約150万円くらいかかるそうです。

これが築年数が10年増えるごとにですね、右肩上がりで費用の方が膨らんでいくということで、基本的に建築物の耐震化をするにあたって、上に載っているこの屋根の部分が重いと支える柱が、この壁の補強をより強くする必要があるということで、屋根をさわらずに耐震化をするということになると、結構その以外の部分でも費

用はかさむということが言われております。

先日、高知県ですね、担当課にご説明をいただいて勉強させていただいたんですけれども、その中で、この令和5年度、4月からですね、新たにこの屋根に対して屋根の耐震化に対しても補助をするという制度が新しく県の方でできたというふうな説明を受けました。この補助事業にぜひこの佐川町も手を挙げて取り組んでいただきたいと、今回、質問をさせていただいたんですけれども、担当課の方のご意見をお願いします。

建設課長（吉野広昭君）

はい、お答えさせていただきます。ご質問の通りですね、今年度から、瓦屋根診断と瓦屋根の改修費補助事業が創設されております。で、こちらの制度のきっかけとなりました、令和元年の台風15号で、千葉県の房総半島において、多くの住宅の瓦屋根が飛ばされて、ブルーシートで屋根が覆われた映像をテレビでご覧になった方もおいてると思います。この被害の調査結果とかですね、原因の分析によって、瓦屋根に関する、建築基準法の告示基準が改正されて、昨年1月から強風対策が強化されております。

この瓦屋根ですね、基準に沿った改修を行うことによってですね、台風などの強風に耐えうる性能が増すだけでなく、地震に対する耐震性をもアップすることが期待でき、住民の方の大切なですね、財産であるとか、安全な暮らしの向上につながるものと考えております。またですね、今までご質問にありました通りですね、耐震改修工事で、費用負担の面から屋根の改修を諦めた。という方にもっともですね、選択肢が広がるメリットがあると思います。

以上のことからですね本町としましても、瓦屋根診断改修費補助事業を導入する方向で検討しております。現在要綱等ですね、準備をしておりますが、その制度の準備が整い次第ですね、今年度中、できるだけ早い時期にですね、制度というか補助の方を開始したいと考えております。

2番（岡林哲司君）

もうすでに町の方でもご検討いただいているということでぜひ、この補助事業について手を挙げてしっかりと進めていただきたいと思います。高知県は、昔からですね台風の被害、影響にさらされることがとても多いです。そして、今、この南海トラフの震災が来ると、ずっと来ると言われておりますが、これに向けてもやっぱり準備を

していくことが大事だと思いますので、取り組んでいただきたいと思います。

少し古い情報になりますが、東北地方のですね、この耐震化についてのデータがございます。全く耐震化をしなかった場合と、全体の90%ほどの建物が耐震化をできた状態で、震災が発生した場合に、その建物ですとか、人的、これは人の生命に関わるような被害の割合が、90%耐震できた場合は、6分の1に減ると、いうふうにデータが出ております。これはもうそのまま直結してですね、復旧に向けても動ける人数とか、復旧に向けてかかる時間とかそういうものも、圧倒的に短縮したり、被害を少なくできるということですので、この制度に向けてしっかりと制度設計をしてですね、手を挙げて取り組んでいただきたいと思います。一応、その県で伺ったこの屋根の工事に対してのこの補助の割合ですけれども、面積掛けるいくらというものと、工事総額に対して23%でその金額で、55万2千円の上限までで、低い方ということで、大体240万円ぐらいの、を超えるような屋根の工事になった場合に、上限の55万2千円が補助されるというような制度になっております。

国の補助が2分の1、県の補助が4分の1で町の負担は、4分の1でいけるというふうに伺いました。1件当たり最大の55万2千円が適用された状態で、町の負担は13万8千円ということになります。これは他の耐震化の事業とも合算ということに、全体的な工事としてはなるとしますので、屋根をしっかりと手を入れて直せることで、柱ですとか壁ですとかのその耐震と合わせて、耐震の基準を満たしていくということで、他の部分のコストの削減にも、なるのではないかなというふうにも感じますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

例えばこの事業、以前に耐震化をすでにもうすでにされてるっていうところで屋根に関して新たに、これを受けることとかっていうのもできるのでしょうか。

建設課長（吉野広昭君）

お答えさせていただきます。もうすでにですね、耐震工事をですね行っている方でもですね、屋根部分について補強というかですね、が完了してなければ補助対象になります。

それとですね、従来の耐震化の事業につきましてはですね、事業の対象となるのが昭和56年の5月末までに、建築された建物が対象

になりますけども、この今回の屋根のですね、改修につきましてはですね、それ以降に建てられたものでもですね、あくまで対策が必要と診断されればですね、対象としてなると思ってます。

2 番（岡林哲司君）

はい。もうすでに壁とか柱とかの補強をして耐震化をされた方でも、まだ今後、新たにですね屋根の補強、屋根に手を加えてなければ新たにこの制度を利用して、屋根の補強もできるということです。今後台風も大きい台風がいつ来るか、わかりません。この佐川町の住民の皆さんの財産と、この生命を守るために、ぜひ、この事業を実現させていただきたいと思います。

執行部の皆さんは丁寧なご答弁と前向きなご答弁ありがとうございました。

以上で今回の私の予定しておりましたすべての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

以上で、2 番、岡林哲司君の一般質問を終わります。

ここで 15 分間休憩します。

休憩 午後 2 時 27 分

再開 午後 2 時 45 分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、4 番、田村幸生君の発言を許します。

4 番（田村幸生君）

議席番号 4 番、田村幸生です。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

最初に、農業新規就農支援についてお伺いをいたします。まず担当課の皆様の就農準備から就農後の経営管理まで、親身にサポートいただいていることに感謝申し上げます。ここ数年、農家が高齢化などを理由に、離農する事案が生じています。また、基盤整備のおくれている佐川地区では、稲作農家もリタイアまであと 2 年か 3 年、

いやいやもう、もってももう5年かっていうような声が聞こえてまいります。帰農する家族がいない場合、離農により守られなければならない農地が、耕作放棄になってしまうことは、待ったなしの状況です。

農地としての条件がよいところは限られていますが、管理を任せたいっていう、農家も、見受けられるようになっています。このことを踏まえて、佐川町地域農業再生協議会の水田収益力強化ビジョンを拝見させていただくと、地域の作物の作付の現状と抱える課題のところでは、水稲作付面積がおおよそ465ヘクタールで、町の基幹作物である、また、トマト、ショウガ、ニラ、イチゴを重点野菜品目と位置付け、水稲から高収益作物への生産転換を図っている中山間地特有の耕作面積1ヘクタール以下の小規模農家が多く、後継者不足などで、稲作以外への品目転換が少ない現状がある。

基盤整備のおくれや水はけ不良な農地も多く、高齢化の進展や後継者不足も相まって、生産転換は大きな課題となっていると記されていますが、これはまさに佐川地区、を指しているかのように思います。佐川町担い手育成総合支援協議会はそういった中においても、農業への就農準備や農地確保、育成から経営管理までフォローされており、水田の利活用の点からも、とっても大切な窓口ととらえています。さらに、新規就農者担い手に対し、まちづくり推進課、健康福祉課、教育委員会が支援するといったことは、とてもありがたいことだと私自身感じております。

それではまず、就農実績、人数をお教えてください。作物別合計と、町内外の別がもしわかれば、よろしくお願いします。

産業振興課長（下八川久夫君）

それではお答えいたします。平成28年度から令和4年度までの新規就農者のうち、町として把握している人数となりますが、合計で23名となっております。これは町内での就農という形でとらえておりますので、全員が町内という認識をしております。品目別では、ショウガ6名、ニラ6名、トマト5名、イチゴ2名、ピーマン2名、水稲1名、花卉1名となっております。以上です。

4番（田村幸生君）

ありがとうございます。合計23名ということで、本当にありがたいことだと私自身思います。なかなか後継者、あるいは就農者の育成から担い手の養成、本当に中途半端なことでは、生まれないと

いう、自分自身を思っていて、本当にそうやって親身になって作っていただける養成していただいて、農地が少しでも守って、いけるっていうのは、本当にありがたいことと思っています。

なお、質問の中で水田の収益力強化ビジョンや諸要綱に含まれる事柄については、簡潔にお答えいただいても構いませんのでよろしくお願いします。

次に希望者が就農するまでの過程についてお伺いします。研修は最大2年間とお聞きをしております。その中で今、23名おられるということでお聞きをいたしました。最短での就農の具体的な事例、どの程度で実際本当に就農されているのか、あるいは、2年間いっぱい使われているのか。その辺についてお聞かせください。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。一番多いといいますか、一般的な事例として、ご紹介させていただきましますと、就農までの流れとしまして、まず、高知県が実施しております、就農セミナーや相談会などを通じて、ご自身が希望する品目に対する情報収集を行った後、四万十町にございます高知県立担い手育成センターで、就農に必要な基礎知識や技術を習得をします。人によってはその後就農する場合もあるかと思いますが、その後、生産農家のもとで実施される、実施する実践研修などを経て、就農することが一般的な流れとなっております。

この研修の間ですが、国の制度で、最長2年間資金を受けることができます就農準備資金、これ年間150万になりますが、この制度がございまして、この支援を受けながら、研修をして、実際に就農していくというケースが多いです。最大は2年間ですが、選択されている品目によって、就農に適した時期ということがございまして、就農はその時期に合わせてしているというケースが多いです。以上です。

4番（田村幸生君）

ありがとうございました。作物によって就農までの期間が変わってくるというお話をいただきました。また、1年間に150万円、研修期間中も出していただけるということですが、その後就農後の方は、最大5年間というふうにお聞きをしておりますが、サポートの内容については、こういった形になりますか。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。就農後、新規就農者を支援する制度、これも

国の制度でございます。先ほど議員が５年間とおっしゃっていましたが、以前は５年、１５０万を５年間、最大で受けることができましたが、年々制度の変更もございまして、令和４年の採択の場合には、年間１５０万を３年間受給することができる制度となっております。またこの受給をする条件としましては、年間２５０万を達成できる就農計画を立てるということが必要となっておりますので、研修期間中に、このような計画もあわせて考えていただくということになっております。以上です。

４番（田村幸生君）

丁寧なご説明ありがとうございます。今までは５年間やったのが、４年度に変更になって３年というようなことでお伺いをいたしました。それで就農計画として２５０万、これは５年、３年後目標年次、のことですかね。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。この新規就農計画は５年間を立てますので、５年後の目標達成という形になります。以上です。

４番（田村幸生君）

ありがとうございます。就農計画５年後ということで２５０万というお話をいただきました。これは条件さえ合えばＵターンとかあるいは親元就農等も同じという理解でよろしいでしょうか。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。この就農の条件につきましては、ＩターンＵターンも含め、町内在住の方も同じ条件にはなってくるんですが、新たに農業に参入される方と、親元で就農する方では、条件が異なってきます。この辺りは本当に細かくちょっと規定がございますので、また改めて詳細ご説明させていただければと思いますのでよろしくお願いします。

４番（田村幸生君）

ありがとうございます。そういった方がおられた場合にはまたおつなぎをさせていただくということで、ありがとうございます。

続いて就農計画についてお伺いします。先ほどお話ありましたように５年後の２５０万というような計画ということでお話いただきましたが、佐川町の過去においては、計画の目標年次における所得目標を所得で４５０万以上ってというような設定をされていた経過も以前にはございます。それが、この前、最近就農された方は、目標計画が

300 万、今お話されたように、250 万以上ならいいよっていう話なんですけど、実際に 250 万で、それだけで頑張って生活する、していく、農業で夢を描いてやっていくっていう本当に、本当に苦しいんじゃないかなって自分自身は感じます。450 万の以前の、その所得 450 万だと、10 数年前の話になってくるんで、もっと楽ではないかなと思ったりもしていますが、なぜ 250 万、あるいは 300 万に、目標が下がっているのか。何が想定されてるのか、コスト高の影響もあるのかもわかりません。その辺も含めて、項目にもございますようにコスト高の影響もあわせてお聞かせいただければと思います。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えさせていただきます。先ほど私が 250 万の所得目標の計画と申し上げましたのは、新規就農者に対する計画となっております。

議員おっしゃいました以前 450 万であったというのは、認定農業者としての経営計画になります。現在はこの年間の所得目標が 400 万になっているはず。農業者の関係、それで、300 万ということもございましたが、計画の目標値に対して概ね達成、大体 8 割ぐらいが達成できていれば、計画として認定をしていることがございますので、お話された方は、そういった方だったのではないかと思います。そのコスト高に関しましてですが、やはり資材の高騰特に施設園芸を新たに建てるというところに関しては影響があると考えております。

また、この議会でもたびたびご質問ございましたが、肥料や農薬、燃料、また電気といったものも高騰したりしておりますので、経営については、やはり影響があるものとは考えてはおります。ただ、この影響が、計画の目標値を下げた要因ではございませんので、よろしくをお願いします。

4 番（田村幸生君）

ありがとうございます。納得させていただきました。ありがとうございます。

次に、研修期間を終了して審査をクリアし、無事就農した後に、離農した事例の有無があれば、お伺いします。

産業振興課長（下八川久夫君）

はい、お答えさせていただきます。町で把握しております平成 28 年度からの離農件数としては、2 件ございます。また、現時点では、離農までには至らなくても、経営が厳しいといった理由で、今後の

離農や規模の縮小検討をされている方も数名いらっしゃいます。

離農や規模縮小検討する理由としては様々で、それぞれの農業者で違うとは思いますが、例えば、農作物の収量や、品質を上げる技術が習得できなかった場合や、必要経費に対して十分な収入を上げることができずに、利益が出なかった場合、また厳しい状況が重なって、農業に対するモチベーションが低下する場合などもあると考えております。以上です。

4 番（田村幸生君）

ありがとうございます。離農した方が2件、厳しい農家が数名、本当に農業を始める、農業の未経験の方が農業始める、本当に遊びことじゃないですね、命がけで取り組まないと本当に破産してしまうっていうぐらいの事業なんですね。

特にハウスなんかやる場合、トマトも含めてね、なんですけど、何千万っていう借金をしてしまうんですね。当然その経営の中で経営収支の中で払って、利用料としても払っていかん状況なんですけど、1年2年、収入っていうか収量が下がったり、あるいは市場単価が下がったりとか、なってしまうと本当に、農家自体もう夜も眠れんくらいになってしまう。いくら就農して夢を持って始めたにしても、本当に苦しくなってしまう。

やっぱり農業始めたいってセミナーとかでも募集をかけても、やっぱりその前に就農させる前にはやっぱりそれなりの覚悟もやっぱりこっちも判断をし、経営の技術等も見極めないと、やっぱり2名あるいは数名おる、この方たちは本当に下手しとったら、破産する可能性ありっていう自分の思いがございます。成功するが当たり前っていうぐらいの思いでやっぱりこちらも接してあげないと。はい、収支が整わなかったのもうやめます。そんで農家の覚悟も大事やけど、こっちのフォローもやっぱり、それなりに手を足らせていかない考えないかなというふうに考えます。離農の条件、研修、窪川の研修センター行ったり、それから実務経験で篤農家の指導士のところで研修を受けるわけなんですけど、そのあと就農してもそういうか、そういうふうになってしまうっていうことがね、やっぱり農業の難しさでもあります。かといって農業に、そういう水田が、耕作放棄ないそうっていうところぎりぎり今の農家が70歳の方が踏ん張っておられる。それをそのままほうってはい、耕作放棄地です。はい。農業委員会で、放棄地放棄地って、それ以前にもう少し、

もう少し考えたいなと。高収益農家を、当然でないと生活はできない。お米で、過去 20 年 30 年前に 1 万円した、1 万 2 千円した、お米で生活ができたっていう、佐川の歴史があるわけやけど、現状それはもうないので、今、定年帰農でほぼほぼうちの自分の自治会の柳瀬の方たちはほぼほぼお勤めから辞められた方が、お米つくってそれもあと先ほど言いましたように 2、3 年持って 5 年だなんていうご意見をたくさんいただく中で、やっぱり担い手が欲しい担い手が欲しいって言うんやけど、自分らの子供は働きに行って農業担い手させてないっていうところもあるんやけど、そのニュアンスをじゃあほんならというこっちが、行政があるいは J A が、じゃあどういうふうに手を足らせたなら地域の田んぼが守られて、農地が守られて、美しい佐川の緑が将来まで残っていくかっていうことまでやっぱり考えないと。ただ、そこまではやっぱり、うん。一緒に考えていけないかなと、自分自身も思っています。

で、ここまでお答えいただいた中で、佐川町で農業志して研修をこなして、新規就農させて経営を軌道に乗せるためにはやっぱり、本人の覚悟とかやる気とかね。やっぱりそれは当然もとよりなんですけど、関係の皆様のあるゆるサポートなしでは、新規就農者が地域の担い手に育つということ本当に大変なことだっていうのが、今お話いただいた中でも感じます。しかしながらやっぱり担い手に期待する農家は少なからずおられます。その地域に若い人が来て、イチゴ作るね、ニラ作る、本当に、地域も元気になるし、その自治会の中も若いもんが育つし、本当にいろんな場面で波及してくるというのは事実なんで、少しでも、こういうふうに厳しい農家、厳しいはまだ救えます。もう離農されたらもうどうしようもないし、ほんとにその若いのに離農されるっていうのは、やっぱりこっちももう泣きとうなるぐらいに感じます。

あと最後に、これからのこれからの新規就農や担い手に対する考え方、等があれば、最後にお聞かせください。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えさせていただきます。町としては新規就農者に対して、これまで通り相談があれば、推奨作物を含めてやって、相談を受けていきたいと考えております。やはりその中では、先ほど議員がおっしゃられましたように、非常に設備投資がいるといったようなリスクの高いものもございます。

新規就農者の離農ケースの中ではやはり自己資金が乏しくて、予測できなかった事態に対応できなかったというケースもありますので、そういった厳しい現状も伝えつつ、本当に熱意のある方に対して支援をしていく必要はあると考えております。町としても、その担い手育成総合支援協議会の中で、経営的な相談サポートも行っております。講習会も行っておりますし、年に、数回は、税理士さんや先輩農業士さんの講習会なども実施をしておりますので、そういったことも継続して行っていきたいと考えております。

また、町として新規の相談があった方についてはこれまで通りの対応もしていきますし、既存事業である園芸用ハウスの支援、そういったものもこれまで通り継続していきたいと思っております。それによって産地の維持を努めていきたいと考えております。また、過去、下川議員、森議員からご質問がいただいております研修用ハウスにつきましても、今年度中には具体的な実行計画を作成した上で、新規就農者へ支援ができる体制を今後、強化していけるようにしていきたいと考えております。以上です。

4 番（田村幸生君）

最後に、本当に思いいただきましてありがとうございます。就農支援の施設も考えていただいているようで、手につく研修、就農後の夢が描ける、そういったことをぜひよろしくお願いをして、一つ目の質問を終わらせていただきます。

私は、先頃、岡山県から広島県の道の駅へ見学に出かけてまいりました。30 カ所ほど回りましたが、直販で、地元のお野菜や産物の陳列が多い道の駅にたくさんの来場者が見受けられたなと感じました。

そこで、道の駅農産物直販に関してお尋ねをいたします。最初に、多くの地元の産物がいつまでもずっとまきのさんの道の駅佐川にそろうことを目指し、生産販売体制の仕組みづくりについて、わかっていること、あるいは感じられていることなどについて、お教えいただければと思います。よろしくお願いします。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えさせていただきます。今、産業振興課として、聞き取りをしている内容となっておりますが、道の駅で取り扱う商品、概数になりますが、野菜などの生鮮品で、現在 600 アイテム、加工品やその他、土産などが 650 アイテムという状況になっております。取り

扱う商品としては、当然、佐川町内の商品を中心に、仁淀川流域にあります、土佐市、いの町、日高村、越知町、仁淀川町や、隣接する須崎市、そのほか、中土佐町、高知市などの商品も取り扱うこととなっております。また野菜などの生鮮品につきましては、主にはちきんの店から道の駅に納品をされる予定という形になっております。以上です。

4 番（田村幸生君）

ありがとうございます。野菜が 600 品目、加工品含めて 1,250 というようなことで、着々と準備が進んでるな、ていうのを感じる事ができました。

次に、道の駅への取扱手数料についてお伺いをいたします。道の駅直販への直接納品する生産者は 20% の手数料となり、私も所属しているはちきんの店会員は、現状の 18% で納品ができる。そして、そのうち道の駅は 15%、はちきんの店は 3% とお聞きをしております。そのねらい、考えをお聞かせください。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。道の駅で取り扱う商品のはちきんの店からの手数料が、今と変わらないというところについては、道の駅自体がもうけるのではなくて、町内の生産者の方の所得向上を、するために道の駅を作るというところも目的となっております。そういったところを踏まえまして、はちきんの店の会員さんであれば、今これまでと変わらない 18% にして、出荷先を道の駅に変えるのではなくて、今まで以上に農作物を生産していただいて、新たな出荷場所として、道の駅を選択していただきたい、そういうふうに考えておりますので、当然、この手数料、他と比べると安く設定をしております。それはもうそういった思いでの設定にしておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

4 番（田村幸生君）

ありがとうございます。お話いただいたように、周りの道の駅の手数料は随分下げておられると、いうことでお話をお聞きしました。特に道の駅の設置要望については過去にはちきんの店の会員が中心となり活動してきた経過もございます。直販のはちきんの店の、先ほどのお話の中にもありましたが、期待度はとても高いものと感じました。しかしながら、はちきんの店は、今は J A から離れて、販売手数料 18% での独立採算で運営をされております。農協はちきんの

店ってということでイメージはあるんですが今もＪＡから離れて独立採算ということで、運営をされております。

会員多くの中小の農家の経営や、それから生活の下支えをしているのは、事実であります。また、栽培し販売することで、高齢生産者の元気を維持していることも、間違いないことでもあります。農地を守っていること、そして消費者へ安全な農産物を提供し健康を守っているのも事実であります。会員の高齢化による生産減や職員数を含めて、楽な運営でないことも事実であります。

先ほどおっしゃられましたように、さらに道の駅オープン前に、はちきんの店の新会員は、40名ほど加わっています。今後ははちきんの店が法人化を検討し得ること。また、佐川町の農林業に対して積極的に活動していることや、道の駅直販に関連し、新たな会員がさらに加わることが予測されること。そして、産品の出荷を道の駅中心にとらえ、高知店にも出荷を当然していきますが、少ない時期には、高知店をお休みにすることまでも真剣に協議がなされています。行政も、産業振興、そして守り育てることの視点から、はちきんの店の新たな事業展開、企画、運営等に関わる協力隊の募集ができないものか、お伺いをいたします。その点前向きなお答えをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。はちきんの店につきましては昭和61年から、今は当たり前になっております産直というものを、県の中、県下の中で先駆けて取り組まれてきた団体であります。佐川町民の方でも、方にも浸透しておりますし、県内の中でもはちきんの店というのは有名であるという認識をしております。そういった中で、協力隊というところではございますが、地域おこし協力隊は、何か転機をするとき、何かを事業を始めるときの起爆剤になったりとか、いうところでは非常に効果的なところはあるかとは思いますが。ただ以前他の議会の質問で私は答弁させていただいておりますが、やはり3年後の定住というところも大事になってきますので、しないというところではないですが、まずははちきんの店さんが今、一つの団体として、独立採算で経営をされております。今回の道の駅のオープンを、が、きっかけとなって、これまで会員さん減少していたものが、今また増えてきているというところもございますので、まずはそういった、会員さん同士の中で、どうしていくかというところを、し

っかりやってもらえればと考えております。

はちきんの店の中でも、組合員の生活を豊かにし、生きがいややりがいを持って生産に励むことで、自身も地域も元気にすることを目的とするとございますので、まさにこれを実践していただきたいと思っております。そういった上で、新たな事業であったりとかそういった相談があれば、当然町としても協力はさせていただきたいと思えます。またそのときに、こういった形で具体的な計画とかがある中で、協力隊の募集の相談があればですね、真摯に受けて、相談に乗りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

4 番（田村幸生君）

ありがとうございます。はちきんの店確かに長い長い、私が J A 在職当時に、中村さんたちと一緒に作り上げ、立ち上げたっていう経過もございます。その中でおっしゃられたように、新規の仕組みではないっていうことは現状、そうであります。また、新しい方向性、あるいは取り組みで会の中で検討して、ここはこういう方向で、新たに進むということがあった場合においてはまた、ご相談をさせていただきたいと思えます。よろしくお願いします。

次に受け入れ体制についてお聞きします。道の駅の直販では良心市と若干異なり、朝の受け入れ陳列だけで、早めに売り切るのは避けたいところだと思います。昼前後に集荷場所を指定して、集荷に回ることも、一定経費はかかりますが、ぜひご検討いただけないかなというふうに思っております。あるいは、例としては可能かどうかは別にして、集落活動センターに、時間を決めておいていただいて、いただいてぐるぐるバスで運んでまいると。そういったことも一つの妙案ではないかなっていうふうに考えたりもしています。また、先に行われた議員懇談会の中でも、栽培したお野菜をはちきんの店までも運べなくなった。ぜひ集荷に来てもらって出荷したい、というようなお話も出されていたこともございます。このことについてはいかがでしょうか、お考えをお聞かせください。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えさせていただきます。現在、道の駅で導入しております集荷のシステムについては、販売の状況をメールで、生産者の方にお知らせできるシステムが導入されております。ので、品薄になれば、道の駅に持ってきていただけるというところが、理想的だと考えております。

やはりその中では、商品を回収して回るそれ足がない方に対しての対策というところが必要になってくるかと思imasuので、そこについては、また財団法人、また町も含めて、できるだけ道の駅に、閉店の18時まで、野菜とかがしっかり並んでるという状況になるような仕組みを作っていきたいと、前向きに考えていきたいと思っております。以上です。

4 番（田村幸生君）

確かに、道の駅、18時まで品物がね、あるように、ただしこの後でご質問させていただく返品っていう問題もございます。その前に、朝納品した農産物の販売状況を知らせる方法、今お話ありましたメールで知らせるということで、これは確かに必要ないよっていうか朝1回出したらあと出さんき、そんなのいらんっていう方も当然おられますし、前日の売れる状況で次の日の参考にもしたい、そんな方もおられます。やっぱりそういう販売状況のメールは大変ありがたいかなというふうに、思います。

最後に、今お話いたしました残品の取り扱いどうするのかということで、お伺いさせていただきます。はちきんの店の取り扱い分については、高知市内店舗からの帰りの便で引き取りをするということで、はちきんの店の方は、申しております。ただ、直接搬入の方も当然おられるということでお聞きをしておりますが、道の駅の周辺に置かれますと、取りに行くの忘れちゃった、置かれますとちょっと困るところも発生しそうなので、その辺について、お答えをお聞かせいただければなと思imasu。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えさせていただきます。現在残品につきましては、はちきんの店の取り扱い使い分は、議員がおっしゃいましたようにはちきんの店で回収していただくことになっておりまして、その他、個人で出荷、店出品される方につきましては、もうその生産者の方に回収に来ていただくことになっておりますので、ここについてはルールを周知させていただいて守っていただくというところが、現在でのもう、出荷の決まりというところにはなっておりますのでよろしくお願いします。

4 番（田村幸生君）

一応当日、返品というお野菜等は、当時返品という理解でよろしいでしょうか。はちきんはそうなんですけども、それと今お話あり

ましたように、今後集荷に行くとかいうことになった場合、お昼まで作った品物も夕方には返品なのか、その分については翌日へ残してもいいのかとか、いろんな、やっぱりそのお昼に出したいってなると、その日の晩に返品されるやったら数ようけは出せんし、それやったらもう朝だけではなってしまうので、午後の出してくれるとか当然減ってくるっていう予想も予測もされるのは自分としてはね。だから、できるだけ遅くまで道の駅にお野菜があったら、午後来てもなんちゃんいやんっていうのが、確かにこの前行った時に何カ所もありました。午後行ってもその箱だけっていうのが、道の駅でもあったので、そこは当然心配するところなんですけど、午後集めたのをその日の夕方、ぎりぎりまで置いて、残ったきその日に返品、実際農家はきついと思います。その辺含めて、もう少しご検討いただけたらなと思います。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えさせていただきます。そこの細かいルールを、まだ財団法人からの聞き取りができておりませんが、議員がおっしゃられる通りだと思います。葉もの野菜と根菜のものでも、やはり置いておける時間は違うと思いますし、そのメールによって追加で出荷をしていただくことが、進むようになれば、その時間帯によっても変わってくるかと思います。そういったところについては、生産者側の考え等立場もあると思いますので、財団の法人の方にもそのことを伝えて、より良くなるいう方向で検討していただくようお願いをしたいと考えております。以上です。

副町長（田村正和君）

田村議員のお答えにちょっと財団のこともございますので残品についての考え方を、少し今財団法人の駅長とも話をしている内容をちょっとご説明をしたいと思います。

基本残品については、その日のうちに返品ということにはなろうかと思いますが、ただ道の駅の中にはテナントがございます。レストランの機能、テナントが入りますので、できる限りもちろん出してくれた商品、町内のお野菜とかは売り切りたいと言うのもあるんですけどもどうしても余るということは想定されますので、余った野菜をテナントの方に買っていただくということも、これから協議をしていこうという話をしておりますので詳しく、それが決まりましたらですね、ぜひ協力いただけたら、ちょっとでも、お金に

なるのという仕組みにしたいというようには考えておりますのでこれから、テナントの方ともお話をしていきたいと考えております。以上です。

4 番（田村幸生君）

ありがとうございます。本当に前向きな副町長のお話いただきまして、農家の方も、本当に返品があるとねえすごい苦しいのよね、一生懸命作って一生懸命やったのに返ってきたらもうそれは自分とこで食べるしかないっていうね、あるいは逆にすわびてても使えないっていう状況があると本当に、作る側としては本当に悲しいので、やっぱりそうやって、利用する、どこやったっけ、愛媛県のさいさいきてや、あそこなんかね、どっさり来ちゅうけんど横のレストランでほとんど、加工して、返品がほぼなくなっていくっていうぐらいの状況があるようなので今、副町長を言われましたこと、本当にすごいありがたく感じました。ぜひともそうなっていていただくように、よろしくお願いします。

オープンする道の駅を核にして、地域産業の振興が図られ、さらに元気なまちになっていくことを、確信をいたしました。ありがとうございます。以上をもちまして、議席番号 4 番、田村幸生の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

以上で、4 番、田村幸生君の一般質問を終わります。

これで、今定例会に通告がありましたすべての一般質問を終了します。

本日の日程はすべて終了しました。

次の会議を 8 日の午前 9 時とします。

本日はこれで散会します。

散会 午後 3 時 30 分